

[研究論文]

石橋湛山蔵相パージと戦時補償打切り問題

増田 弘 (本学 国際社会学部 教授)

- (1) はじめに
- (2) 言論界から政界への転身
- (3) 大蔵大臣就任と石橋積極財政
- (4) 戦時補償打切り問題
- (5) 戦時補償打切りをめぐる対GHQ交渉…第一段階
- (6) 戦時補償打切りをめぐる対GHQ交渉…第二段階
- (7) 戦時補償打切りをめぐる対GHQ交渉…第三段階
- (8) おわりに

(1) はじめに

第一次吉田内閣の石橋湛山（以下「湛山」とする）大蔵大臣、いわゆる蔵相は、1947（昭和22）年5月16日付で公職追放（パージ）に処せられた。東洋経済新報社（以下「新報社」と略す）の戦前における言論が、公職追放令（SCAPIN - 550）⁽¹⁾の付属書A号のG項三（「日本の侵略計画に関し政府に於て活発且重要なる役割を演じたるか又は言論、著作若は行動に依り好戦的国家主義及侵略の活発なる首唱者たることを明かにしたる一切の者」）に該当するとの理由であった。

ただし湛山は1924（大正13）年以降、戦前・戦中期を通じて新報社の代表取締役専務（社長に該当）兼編集主幹を務める中で、広く知られ

るとおり、満州事変、日中戦争、日独伊三国軍事同盟、日米戦争など日本外交の危機に際し、日本政府および軍部の方針に果敢に異論を唱え、厳しい言論統制を受けながらも自由主義の孤塁を守り抜いた硬骨漢であった。⁽²⁾実際に日本側の中央公職適否審査委員会⁽³⁾(以下「審査委員会」と略す)は新報社の湛山を公職追放“非該当”と裁定していた。にもかかわらず、GHQ内でパージを管轄する民政局(GS)は、この判定を容認せず、審査委員会に再度の審査を強要し、同委員会が再度同じ判定を下すと、一方的に新報社を好ましからざる言論組織(SCAPIN-548)に該当すると断定し、同社の社長兼編集主幹であった湛山のパージを日本政府に対して指令(SCAPIN-550)したのである。いわゆるメモランダム(覚書)ケースであった。

以上の事実は、湛山パージの矛盾点を如実に物語っており、高度の政治的配慮に依拠した不当な公職追放であったことを示唆していた。実際当時より、彼のパージは政治的な陰謀であるとの説が公然と流布されてきた。つまり、湛山が蔵相としてGHQ側の方針や指示に従わないことへの懲罰的措置であるとの言説である。また湛山関係者の間では、吉田茂首相が台頭目覚ましい湛山を警戒するあまり、戦略的に追い落としたと信じられてきた。いずれも占領期という極めて異常な政治状況下の出来事であったため、正確な情報に基くものではなく、噂の域を出るものではなかった。

そもそもパージが、湛山の事例に限らず、政治的陰謀と結びつくにはそれ相応の根拠があった。元来公職追放とは、ポツダム宣言第6項⁽⁴⁾に則って「日本を非軍事化する計画の一段階」として構想され、「ある個人が政治的権力の地位に止まることが世界の平和にとって危険である場合、そのような人間を公職から追放するという計画」であった。しかし占領初期に追放計画は「日本民主化の努力と結びつくことになり、日本における民主主義の成長のため有害とみさなれる人物をすべて公

職から除去する手段」へと変化していく。(5)

こうしてパージは、日本の旧来の政治的指導層を一掃するために占領軍の主要な手段と化した。実際 GHQ 内でパージを担当した GS がこれを政治的操作に利用したことは疑うまでもない。誰が公職追放令に該当するか否かは、形式上、日本政府と審査委員会の判定に委ねられていたものの、連合国軍最高司令官 (SCAP) のマッカーサー (Douglas MacArthur) 元帥は特定の個人をパージに指定ないし取消す権限を確保していたため、GS はパージを武器として政治介入することが可能であった。ちなみに吉田は、「民政局からわが外務省に対して、これこれの人物は占領政策に非協調的だから、職を止めさせろとか、追放にせよとか言ってきたことが、一再ならずあった」と証言している。(6)

しかもパージの実施に際して、公職追放者、つまり「好ましくない人物」や「日本の民主化にとって有害と見なされる人物」の定義が極めて難しく、したがって、担当者の恣意的裁量がパージの決定を左右する例が少なくなかった。第二に、GHQ 内部には、ポツダム宣言を忠実に履行して日本を民主的国家に再生しようとするニューディーラーら“理想派”勢力と、逆に、ポツダム宣言の中味よりもむしろソ連との来るべき抗争に備えて、日本を同盟国へ誘導すべしと考える職業軍人ら“現実派”勢力とがあったが、両派間の対日占領方針をめぐる対立がパージ問題にも微妙な影を落とし、パージ本来の目的と手段としてのパージとの間に大きな振幅が生じる結果をもたらした。そして第三に、追放処分が司法的ではなく行政的に実施されたために、前述のように GHQ が日本の内政に関与できたのと同様、日本側も GHQ の絶大な権限を上手く利用して、パージを自己に有利に適用ないし運用しようとする悪質で陰惨な政争が繰り広げられた。この結果、パージの事例に少なからぬ疑念を残すこととなり、占領政策全般への評価を落す原因ともなったのである。(7)

こうして不可解なパージの事例が相次いで生じた。湛山のパージはそ

の典型であり、自由党総裁の鳩山一郎ページ（1946年5月）、片山内閣農相の平野力三ページ（1948年2月）とともに、政治的策謀として国内では大きな関心を喚起した。⁽⁸⁾ また米国でも、湛山ページを契機としてマッカーサーやGHQの占領行政の行き過ぎが論議されるようになった。⁽⁹⁾

論者はすでに著書『石橋湛山——占領政策への抵抗』（草思社、1988年刊）において、GHQ関係資料および当時のGHQ関係者からの証言と同時に、日本側の資料および証言とを照合して分析・考察した結果、湛山のページが正当な理由に依拠することなく、GHQ側の政治的策動から生じた事実を実証している。要するに、民政局（GS）が経済科学局（ESS）の一部とともに、湛山を占領行政に抵抗する危険人物と見なし、政治家湛山を言論人湛山にすり替えてページに処したのである。公職追放令には反逆者の処罰規定はなく、占領行政が間接統治を建前としたための苦肉の策であった。

ではなぜ湛山はGHQ側から危険人物として忌避されたのか。またどのようなGHQとの対立のプロセスがあったのであろうか。

上記のような問題意識から本稿では、湛山が蔵相就任直後にESS側と全面衝突し、ESS局長のマーカット（William Marquat）少将によって湛山のページを提起されることになった「戦時補償打ち切り問題」に焦点を当てる。そもそも「戦時補償」とは、戦時中に日本政府が軍需生産の増強を図るために、国家総動員法、軍需会社法等の法令に基づき、多数の軍需企業や民間企業に対して生産設備の建設あるいは軍需品の生産等を命じ、そのための企業の損害を補償したことを意味する。しかし戦後に米国側は対日懲罰の意味から、日本政府が企図する企業等への戦時補償を認めず、その打ち切りを強要しようとした。

これに対して湛山は、日本経済の復興を最優先する蔵相の立場から、ESSの命令を阻止しようとして激しく抵抗した。その結果がESS側に

よる湛山ページの請求となったわけである。

さて前掲著書の上梓後、四半世紀を経る間に、詳細な『石橋湛山日記①②』⁽¹⁰⁾ や『石橋湛山全集』第16巻⁽¹¹⁾ が新たに刊行されたばかりでなく、石橋家に長らく保管されていた文書（以下「石橋文書」とする）が国会図書館憲政資料室に移管された。⁽¹²⁾ とくに後者の石橋文書中には戦時補償打ち切り関連文書が多数存在しており、この新資料の発見によって、湛山ページを決定づけた経緯が格段に明確となるに至った。

そこで湛山が蔵相に就任する経緯と「石橋積極財政」政策について論考した上で、戦時補償打ち切りをめぐるGHQとの交渉過程を三段階に分け、双方の対立点と衝突の実状を解明する。本研究によって、終戦史の不透明な部分に光を当てることができれば幸甚である。

注

- (1) 公職追放は、正式には、「好ましからざる人物の公職からの除去及び排除」(Removal and Exclusion of Undesirable Personnel from Public Office) と称される。この公職追放指令覚書は、19項目の本文、追放該当者の基準を記した付属書A号、調査表の記載内容を記した同B号、調査表記録カードを示した同C号から成っていた。とくに付属書A号は、追放該当者をA項：戦争犯罪人、B項：陸海軍職業軍人、C項：極端な国家主義的団体、暴力主義的団体または秘密愛国団体の有力分子、D項：大政翼賛会、翼賛政治会、大日本政治会およびこれらの関係諸団体の重要人物、E項：日本の膨張政策に関係した金融機関、開発会社の役員、F項：占領地長官、G項：その他の軍国主義者、極端な国家主義者、と規定した。日本政府はこの指令に基づき、1946年2月28日、勅令第109号「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く就職禁止、退官、退職等に関する件」およびその施行令である閣令、内務省令第1号を公布し、公職追放を実施した。結局1948年5月に至る追放者数は、A項3422、B項12万2235、C項3381、D項3万4396、E項48、F項89、G項4万6276、合計20万9847名となった。
- (2) 増田弘著『石橋湛山研究——「小日本主義者」の国際認識』（東洋経済新報社、1990年刊）など参照。
- (3) 公職追放令による追放が適切か否か、また公職資格の適否を審査するために、1946年に幣原内閣は内閣書記官長（官房長官）を中心とする審査委員会（櫛橋委員会）を設置したが、吉田内閣では首相直属の官制機関として審査委員会（美濃部委員会、次いで松島委員会）が設けられ、翌47年には新たにこの中央公職適否審査委

員会がスタートし、1948年まで存続した。——増田弘著『公職追放論』（岩波書店、1998年刊）参照。

- (4) 「吾等ハ無責任ナル軍国主義ガ世界ヨリ駆逐セラルルニ至ル迄ハ平和、安全及正義ノ新秩序ガ生ジ得ザルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本国国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ拳ニ出ヅルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレザルベカラズ」。
- (5) H・ベアワルド著（袖井林二郎訳）『指導者追放』（勁草書房、1970年刊）3頁。
- (6) 吉田茂著『回想十年①』（新潮社、1957年刊）109頁。
- (7) 前掲書『公職追放論』333～7頁参照。なお当時の政界の表裏に通じた東京新聞記者の唐島基智三は、著書『昭和政界風雲録』（実業之日本社、1957年刊）121頁で、「この追放令そのものが、該当のワクの解釈にあいまいな点があり、総司令部の政治的配慮で、どうにでもなるような面があった。このことが日本の政治を暗いものとした。“従わねば追放する”この一言がすべてを決定するアイクチともなって、政治家を完全に総司令部に隷属させる結果となり、政府は総司令部の出先機関となってしまった」と実情を語っている。
またGHQと日本政府との連絡機関として新設された外務省の中央終戦連絡事務所（いわゆる終連）の初代政治部長であった曾禰益は、著書『私のメモアール——霞が関から永田町へ』（日刊工業新聞社、1974年刊）133頁で、「この公職追放令が出てから大変な騒ぎになった。なかにはいやらしいのがいて、司令部に情報を持ってきて自分の平素の恨みをはらそうというのも出てくる。そうかと思うと自分は追放に値しないんだというふうなことを陳情にくるものもある。騒ぎはますます広がった」と日本側のページをめぐる混乱狼狽ぶりに触れている。
- (8) 増田弘著『公職追放——三大ページの研究』（東京大学出版会、1996年刊）参照。
- (9) 前掲書『公職追放論』第五章1—4を参照。
- (10) 伊藤隆・石橋湛一編『石橋湛山日記①②』（みすず書房、2001年刊）。
- (11) 石橋湛山全集編纂委員会編『石橋湛山全集』第16巻（東洋経済新報社、2011年刊）。
- (12) 国立国会図書館憲政資料室編『石橋湛山関係文書目録』（2012.11作成）参照。

(2) 言論界から政界への転身

I) 転身と立候補

湛山が戦後初の総選挙（第二二衆議院議員総選挙）に立候補を決意したのは、『石橋湛山日記①』（以下『日記①』とする）から推して、1946（昭和21）年2月初旬であったと思われる。⁽¹⁾ 前年12月18日の衆議院の

解散からすでに1ヵ月半を経過していた。

実は終戦直後の数ヵ月間に旧政党が相次いで再建運動を始めた際、社会党の松岡駒吉、自由党の植原悦二郎から湛山に参加を促す動きがあった。しかしその時点では彼は政界に転じる意思はなく、いずれも辞退した。⁽²⁾

にもかかわらず、まもなく出馬へと翻意させた契機とは、衝撃的な1月4日付のGHQによる公職追放指令、いわゆるパージであった。これはGHQが戦後初の総選挙に標準を合わせて実施したものであり、とくに戦前以来の旧体質な保守政治家の一扫を目的としていた。それゆえ、この指令に最も打撃を受けたのが日本進歩党であり、結党時の274名の代議士のうち260名がパージ該当となり、わずかに14名へと激減する結果となった。また自由党、社会党でも戦前戦中派の政治家多数が選挙立候補資格を失い、各政党ともに候補者難に陥っていた。⁽³⁾そこで湛山は「ただ文筆界に引き込んでいる時ではなく、どれほどの働きが出来るかは知らず、一奮発すべき場合ではないかと考えた」わけである。⁽⁴⁾

要するに湛山は、この機会に長年温めて来た持論を実践して日本の再建に尽力したいと願ったのである。また敗戦後の日本の経済状況で怖れるべきはインフレではなく、むしろデフレであり、それゆえ、もしもこれを誤診して緊縮財政政策を実施すれば容易ならざる結果を生む恐れがあるため、それを阻止するため自ら出馬し、いずれかの政党の政策に自己の主張を反映させたいと思考したのである。⁽⁵⁾

無所属で立候補すべきでないと決めていた湛山は、政党の選択で逡巡せざるを得なかった。まず社会党は松岡(のち衆議院議長)や片山哲(のち首相)ら旧来の友人が多かったが、「社会主義に拘束されて、思想の自由を欠いているようにみえる」ため入党を断念した。また進歩党からは、松村謙三、斎藤隆夫、幣原喜重郎らと親交があり、町田忠治総裁が新報社の創設者という関係もあって入党を要請されたが、同党の唱える

統制経済主義に納得できず、これも断らざるを得なかった。結局湛山は、自由党にこそ思想の自由があり、また自己の主張を取り入れてもらう望みがあると判断した。旧知の植原（のち第一次吉田内閣国務相）から熱心な勧誘があったことや、鳩山一郎総裁とは戦時中から懇意ではなかったものの接触があったため、同党への入党を決意したのである。⁽⁶⁾

この選択は、湛山の周囲に意外な印象を与えた。新報社で長く湛山に仕えていた村山公三（のち社長）は、「あなたの平素のお考えなり、言論人として主張された長年の活動の足跡から考えると、自由党（保守党）ではなく社会党から出馬されるのが自然のように考えるのですが」と湛山に具申している。⁽⁷⁾ しかしこの決断が湛山を政界の表舞台へと登場させる契機になるわけであり、もしもこのときに社会党に加入していたならば、はたして石橋積極財政が戦後史に出現したかどうか疑わしい。やはり結果として湛山の選択は適切であったといえよう。

次いで立候補選挙区の問題が生じた。当初湛山は郷里山梨県からの出馬を目指したが、調整がつかないために断念し、また神奈川県の状態も探ったが無理と判断して、結局3月13日、東京二区から立候補の手続を行った。極めて遅い届出となった。東京二区は定員12名に対して立候補者は134名を数える激戦地であった。かつて鎌倉町（現鎌倉市）議会議員を一期（1924～28年）務めた経験があったとはいえ、国政選挙が地方選挙と大幅に異なったことはいうまでもない。本人も周辺も選挙運動が未経験であった上に準備不足も加わって、当然ながら苦戦を強いられた。⁽⁸⁾

立候補直後の3月16日、新報社社員を前にして、湛山は前記のような自由党入りの経緯を語ると同時に、思想として社会主義・共産主義は古いこと、かつて『新報』が普通選挙の実施を先鋭的に提唱したこと、現況では世間が言うインフレよりもデフレが怖いこと等を述べた上で、「私は別段政界に野心があって出ようとするものではありません。自由

党が天下を取ることを夢想して、私がおの場合内閣へでも入りたいという積りで出て行くではありません。…万一そういうことが起ったら内閣へ入ることはお断りしようと思つて居ります。内閣へ入つて政治をやる自信が無い。…現在仮に私が大蔵大臣になつたとして、何が出来るかという、実に苦勞ばかりして一向仕事は出来ないのではないかと思つています。…私の唯一の希望は、自由党の政綱政策に影響を与える。そうして誰かにそれを實際政治に実現して貰いたい」と心情を吐露している。⁽⁹⁾ 苛酷な業務の「大蔵大臣になりたくない」「入閣を断る」との発言は、以後の展開と相反しており、歴史の皮肉ともいえよう。

また選挙区各地で精力的に行つた立会演説会では、「已むに已まれない衝動から敢て立候補」した旨を正直に開陳すると同時に、当面、一つは経済を民主化して完全雇用（フルエンプロイメント）を早期に実現すること、もう一つは教育を民主化し、誰もが進学できる教育体制および男女差別のない教育制度を実現することを公約として掲げた。⁽¹⁰⁾

そのほか湛山は、自己の立候補への推薦文を尾崎行雄に依頼している。憲政の神様として知名度の高い尾崎は、湛山にとって尊敬すべき政治家であつたからであるが、同時に、「山川均君提唱の民主人民連盟にも私は参加致し居り、…出来れば両者の接近を計り予て先生御唱道の民主主義者の大同団結を計りたく誘導致し度き存念に御座候」と吐露して、尾崎の威望をもつて幅広い政治勢力を大同団結させたいとの彼の熱情を提示していた。⁽¹¹⁾

4月10日、戦後初、そして旧憲法下最後の総選挙が行われた。湛山の得票数は2万8044票であり、順位20位となつて落選した。立候補の準備不足に加え、一般投票者間での知名度が必ずしも高くはなかつたのである。⁽¹²⁾

Ⅱ) 吉田内閣の成立と入閣

この歴史的選挙で第一党となったのが自由党であった。過半数以下ながらも 140 議席を獲得し、94 議席の進歩党を上回ったのである。そこで鳩山自由党総裁の首相就任は必至と見られ、本人も組閣準備を整えていた。ところが組閣前夜の 5 月 4 日、鳩山に GHQ から公職追放指令が突如発せられた。保守政権の誕生を阻止するために、GS 次長のケーディス (Charles L. Kades) 大佐らが起した政治的策動であった。⁽¹³⁾「占領政策に抵抗する者は容赦しない」との GHQ 側の断乎たる決意とその権力を日本側に見せつけたともいえる。以後、紆余曲折を経て、5 月 22 日、幣原内閣の吉田外相が急遽総理大臣の印綬を帯びることとなった。そして溍山は先の総選挙で落選の身でありながら、この吉田新内閣の大蔵大臣に抜擢されるのである。落選者が閣僚に任命されるなど前代未聞の出来事であったろう。敗戦直後の混沌とした政情を物語る一コマといえなくもないが、そこにはどのような事情があったのであろうか。

まずは吉田から追ってみたい。彼が鳩山の代理として急遽内閣を組閣するに際して、財政経済政策上重視したのが、東久邇・幣原両内閣から引き継ぐ戦時問題の処理、食糧・石炭等の重要必需物資の不足欠乏に関する対策、そしてわが国の財政・経済の早急なる安定のための方策であった。しかも「占領軍総司令部の対日管理政策はまだ厳しい時代であった。…財政、経済方面においても、いろいろと、今から言うならば、内政干渉的なことの多かった」こともあって、吉田はとくに農相と蔵相人事に留意した。⁽¹⁴⁾ 元来財政や金融に疎い吉田であるが、次のようなことを考えていたという。

「第一に、大蔵大臣という役柄は、余程しっかりした見識を持って、主義主張を堅持し、少少のことには動かされずに、頑固だ強情だとおわれてもいゝから、頑張り通す人物でなくてはならぬ。第二に、食糧も不足なら生産も不足という欠乏時代だから、先ず生産の復興が大事である

ことはもちろんだが、これと当時一方でやかましくいわれていたインフレーション激化の危険を喰いとめることをうまく按配してもらわねばならぬ。第三に、何でも勝手気儘に自由放任というわけにはいかないが、敗戦後の人心では、権力的な統制を萬遍なく行巨ってやることは仲々難しいし、また国民も企業も補助金だの救済だのということばかりでは、いつまでたっても自力を発揮して立直るという考えにならないから、出来るだけ統制は外すようにしてゆかねばならぬ。湛山については、「平素親しく交際していたわけではなかったが、戦前から自由主義的な経済雑誌『東洋経済新報』の主宰者であったことや、“街の経済学者”として相当な見識の持主である」ことを聞き知っていたので、自由党側から彼を蔵相に推薦してきた時は、「何の躊躇もなく」湛山に決定した。⁽¹⁵⁾

吉田の指摘どおり、湛山の蔵相就任については自由党（実質的には鳩山）の推薦が大きく作用した。ではそこにはどのような事情があったのだろうか。

第一に、湛山は総選挙に先立って、自由党のインフレ対策委員長に就任しており⁽¹⁶⁾、経済財政部門の指南役、いわば影の大蔵大臣役を務めていたといっても過言ではなかった。第二に、大内兵衛東京大学教授が鳩山の入閣要請を固辞したこと⁽¹⁷⁾と、大口喜六ら党内の蔵相有力候補が相次ぎ公職追放となったことがあげられる。第三に、当時の閣僚人事で最も重視されたのがGHQ当局の人物評価であったが、その点でも、湛山は経済科学局（ESS）のクレマー（R.C. Kramer）初代局長との親密な関係があった⁽¹⁸⁾ため、占領軍当局から受けが良いと判断されたのであろう。第四に、昭和初期の金解禁論争以来、自由主義的な経済評論家湛山の声望は経済界でも定まっており、しかも湛山発案の経済倶楽部が全国規模を成し、この組織を通じて自ずと湛山の支援のネットワークが出来上がっていた。三井の総帥で元蔵相の池田成彬、東邦電力の松永安左エ門など湛山支持者が多かった。⁽¹⁹⁾そして第五に、湛山への鳩

山個人の信頼が厚かった。⁽²⁰⁾ それゆえ、人事には干渉しないとの吉田との約束にもかかわらず、鳩山は吉田に湛山を推薦し、戦中より湛山と面識のあった吉田はこれを容れたのである。⁽²¹⁾

以上のとおり、今日では起りにくい落選者の閣僚抜擢というハプニングも、旧憲法下の騒然とした政治情勢下では、さほど抵抗なく実施されたわけである。

さて吉田は、事前に閣僚予定者名簿を GHQ 側に提示し、逐一了解を得ながら閣僚人事を進めた。前述のとおり、ソ連側は湛山を含む 4 名の閣僚に異議を唱え、それが退けられる経緯があったが、湛山はまったくその点を関知していなかった。ただし那須皓の農相人事では GHQ 側の承認が得られず、吉田内閣の組閣が難航した。そこで湛山は「若干奔走…吉田氏には若し農相選定難ならば、予之れを兼務すべきこと」を申し出る⁽²²⁾ など、彼の気負いが偲ばれる。実は湛山は戦後の農地改革政策に不満を抱いており、そこでもし兼任が許されればその修正に着手したいという気持ちがあったからであろう。⁽²³⁾ 結局、農相には農林省農政局長の和田博雄と決まり、ようやく組閣が完了するのである。⁽²⁴⁾

ここに湛山は新報社での 35 年に及ぶ言論人時代にピリオドを打ち、政界へと転身する。時に 61 歳、晩年での再スタートであった。

注

- (1) 『日記④』3月2日に、「午後五時頃招に依りて田辺七六氏邸訪。…七六氏の談にて、山梨県よりの立候補をむづかしきものと判断せらる。九時頃帰宅」(96頁)とあり、すでにこの時点で立候補の相談をしている。したがって、それに先立つ2月2日午後の「宮川常務と用談、予の社長辞任の件を初めて語る」(89頁)は、恐らく湛山は自己の立候補の決意についても語ったものと想像できる。
- (2) 石橋湛山著『湛山回想』(岩波文庫、1985年刊)327～8頁参照。
- (3) 前掲書『公職追放——三大政治パージの研究』10頁。
- (4) 前掲書『湛山回想』328頁には、「すでに選挙運動が始まっていたある日「徳田昂平君が経済倶楽部にやって来て、今度の選挙には、多方面とも良い候補者がなくて困っていると話していた」ことが自己の決意を促したとある。

石橋湛山蔵相パーズと戦時補償打ち切り問題

- (5) 前掲書『湛山回想』311～4頁、石橋湛山「私の履歴書」（日本経済新聞社編『私の履歴書⑥』同社、1958年刊）所収77～8頁。
- (6) 石橋湛山「衆議院銀立候補に際して」（『全集⑬』所収）173～5頁、石橋湛山「湛山回顧⑤——敗戦直後一年有余」（『経済評論』1964年所収）113頁。前掲書『湛山回想』には、戦時中に吉田茂とも往来があり、その際に吉田から鳩山に会うように勧められたが会わなかった、軍部から睨まれている者がうっかり動くとお互いに迷惑する恐れがあると思ったからである、その頃「吉田氏は鳩山氏と連絡し、時局について、いろいろ画策していたものと見える」とある（329～30頁）。
- (7) 村山公三著『赤鉛筆』（非売品、1982年刊）19頁。なお『日記④』3月13日には、「松岡駒吉氏來、予の出馬を聞き驚く。氏は予の推せんを求めに来れるものなり」（99頁）とある。
- (8) 前掲書『湛山回想』327頁。『日記④』3月4日（96頁）、5日（97頁）、8日（同頁）、9日（98頁）、12日（同頁）参照。ほとんど選挙問題に忙殺された状況がわかる。なお同月27日には「（選挙の）ポスター貼付の様子を見るに全く敗北なり。夜野澤のもたらせる葉書を見るに誤植あり。而かも印刷間に合はずと云う。全く話にならず」（102頁）と苛立ちを隠していない。
- (9) 「衆議院議員立候補に際して」1946年3月16日東洋経済新報社社員総会挨拶『全集⑬』173～81頁参照。
- (10) 「政治の第一線に立つ覚悟」同年4月立候補演説原稿『全集⑯』371～3頁参照。
- (11) 「民主主義者の大同団結を——尾崎行雄への書簡」1946年3月同上書369～70頁参照。
- (12) 『朝日新聞』1946年4月15日参照。『日記④』4月13日に「落選確定す。…右出社前、鳩山総裁邸訪。総裁は不在なりしも、選挙の挨拶を夫人に述べ、又久布白及び久保両氏に面会。午後三時すぎ自由党本部にて牧野（良三）氏と面会」（106頁）とある。
- (13) 前掲書『政治家追放』第一章を参照。
- (14) 吉田茂著『回想十年③』（新潮社、1957年刊）180頁。
- (15) 同上書182～3頁。
- (16) 『日記④』4月18日には、「午後一時より自由党代議士会に臨席、雑然として興味乏し。政務調査会のインフレ対策委員長かに予を推薦せることを知る」（107頁）とある。また5月4日には、「十二時より自由党インフレ対策委員会、出席者 星島二郎、山本勝市、周東英雄、青木孝蔵、□□□□及予。本日、マ司令部より鳩山氏公職追放令（G項該当）出づ。自由党组閣計画挫折。午後四時すぎ、総裁邸を見舞ひ、続いて本部に立寄る。午後七時半頃帰宅」（111頁）とある。
- (17) 大内兵衛著『経済学五十年①』（東京大学出版会、1959年刊）341～4頁。
- (18) 前掲書『湛山回想』322頁ほか参照。
- (19) 大宅壮一著『昭和怪物伝』（角川書店、1957年刊）に、「彼の蔵相就任は、財界の要請によるもの」（284頁）とあるが、確たる証拠はない。

- (20) 石橋湛山「今だから話そう②——議席のない大蔵大臣参照」。なお『日記④』5月16日に「鳩山の招に依り全邸訪、蔵相就任の件」(114頁)、翌17日には「夕食後鳩山邸訪。それより外相邸に赴き、吉田氏に面会」(同頁)とある。
- (21) 『日記④』1月26日に、「約に依り十時半頃外務省井上経済局長来社。吉田外相の希望にて、財産税問題の意見を述ぶ」(87頁)、3月5日に「午後五時半より吉田外相を官邸に訪。小熊秘書同伴。夕食の響応を受け八時すぎまで語る」(97頁)とあり、すでに吉田とは一定の人間関係ができていたと思われる。
- (22) 『日記④』5月21日(115頁)。
- (23) たとえば、社論「農地制度と労働組合 両法共に時代の要求に遠し」(1945年12月15日号)『全集⑬』76～80頁など参照。
- (24) 『日記④』5月22日、「九時頃出社。全四十五分首相官邸に赴き、宮内省に参向親任式挙行。右終りて首相官邸にて初閣議。午餐を共にし雑談、一時すぎ登省、新聞記者会見。省員に対し新旧大臣挨拶。各局部長と会見。鳩山邸訪」、翌23日「登省、十時半より渋澤前蔵相より事務引継。東洋経済に赴き共に午餐。午後一時半頃より主計、理財、銀行及び主税各局長より事務報告を受け、予算その他の処理につき協議、七時頃に至る」、翌24日「十時より閣議、…午後二時頃、記者団と会見。三時半、マ司令部マーカット少将訪。帰りに大蔵省職員組合代表と会見、更に次官以下局長と協議」(115～6頁)とある。

(3) 大蔵大臣就任と石橋積極財政

I) 大蔵大臣就任と大蔵官僚の対応

1946(昭和21)年5月22日、湛山は宮内省での親任式によって正式に大蔵大臣に就任すると、同日午後、大蔵省にて省職員を前に次のような「就任の辞」を述べた。

今日わが国の第一の問題は、「産業の復興」と「生産の促進」とにある。中央・地方の全機関が歩調を揃えて、この目標に向かって邁進すべきである。第二に、現況をインフレと見なし、通貨を縮小して物価を下げるなどのデフレ政策を取れば、却ってインフレを顕著化して、結局はわが国が急務とする産業の復興と生産の促進に支障を来たすであろう。もし産業が復興しない隘路の一つが資金面にあるならば、これを除去するのがわれわれの任務である。第三に、私は日本の経済の前途を決して悲観し

ない。「人力こそ生産の源泉である」とは、アダム・スミス以来の経済学の鉄則である。外国貿易も現にある制約下で許されており、将来は一層自由に許されるであろう。平和日本の経済は、過去以上に大に国際分業の利益を享受し得る望みがある。窮極的な問題は、八千万の国民の労力をいかに善く活用するか、そしてフル・エンプロイメントをいかに実現するかである。(1)

ただし湛山を大臣として迎えた大蔵省内では、このジャーナリスト出身の異色大臣に戸惑い、その主唱する積極財政に対しても同省本来の健全財政の見地から反発する空気が強かった。当時、主税局第一課長兼第三課長であった前尾繁三郎（のち主税局長、衆院議長）は、次のように回想している。「大体、大蔵省の役人は伝統的に緊縮政策が習性となっているので、本当の石橋先生を知らず、先生の就任を歓迎する者はいなかったといってよい。現に私なども、野放図な公債論や赤字財政を主張されるようなら皆で結束して、食い止めなければならぬと、手ぐすね引いて待ち構えていた。ところが、就任された石橋先生は私どもが想像していた人とはまる切り違っていた」、「(司令部に対して) 職を賭して苦言されたり、妥協案も出して抵抗された」。(2)

前尾が指摘するとおり、湛山は単なる一ジャーナリストではなかった。昭和初期の金解禁論争でも堂々と所見を掲げて政府の方針に対して異議を唱え続けたばかりか、戦時中には当局からの言論弾圧に屈すこともなく、固い信念を貫き通した。しかもデータに基づく実証主義的かつプラグマティックな論理をもって、反発する官僚達を次第に説得し、また心服させていった。とくにGHQ側との困難な一連の折衝に際して示した湛山の毅然たる態度は、前尾が指摘するとおり、次第に大蔵官僚の信望を集めることとなった。(3)

この前尾と同様、石橋蔵相に心服したもう一人の人物に池田勇人（当時主税局長、のち蔵相、首相）がいた。後述の戦時補償打ち切りと財産税

の問題で、湛山を頼りとなる大臣と認めた池田は、1947（同 22）年 1 月、湛山によって待望の事務次官に抜擢され、一層湛山との絆を深めた。池田は病気のためにエリートコースをはずれており、この時も次官の本命視されたのは野田卯一主計局長であったが、湛山はあえて池田を起用したのである。湛山はその理由として、「池田が戦後二度目の総選挙に立候補する意欲のあることを知り、箔をつけてやった」⁽⁴⁾と述べているが、それ以上に、池田の実力や将来性を評価しての判断であったろう。政策や性格的でも両者は似通っており、10 年後の石橋内閣成立時に池田は要の蔵相に就任し、湛山の意を受けて積極財政方針を推進することとなる。⁽⁵⁾

Ⅱ) 石橋積極財政

では戦後財政史に特異な一頁を残した「石橋積極財政」とはどのようなものであったのか。この積極財政は、当時社会党や共産党など野党、新聞・雑誌などジャーナリズム、学界、実業界、さらには GHQ からも、俗に“石橋インフレ財政”と酷評され、集中砲火を浴びた。つまり、「金融緊急措置でいったん鎮静したインフレーションを、赤字財政と復興金融庫融資をテコとした生産第一主義によって再燃させたものであって、資材が絶対的に不足していた当時においては、生産拡大よりもインフレ促進的であった」と批判されたのである。⁽⁶⁾

しかしこのような批判は、瀕死状態にあった日本経済に対する湛山の即応速効性の高い処方箋を十分考慮しておらず、しかも戦後日本資本主義の再建と発展のための「資本蓄積機構の原型を整備した点における石橋財政の役割」を軽視している。⁽⁷⁾ 石橋財政の戦後日本経済財政史における学問的評価は本稿の目的ではないが、実はこの問題は湛山のページの伏線をなすために看過できない。

湛山の財政方針には、広く知られるとおり、ケインズ経済学が深く投

影していた。彼は経済学界に先立ってケインズ理論に注目し、その理論を実践した最初の大蔵大臣であった。しかもその経済学は独学によって習得し、現実の政策に適応するものであった。彼は元来、早稲田大学の文学科（今日の文学部）哲学科の出身であり、この時期に彼の思想を支配する恩師に巡り合った。その人物こそ田中王堂にほかならない。王堂は若き日に渡米し、シカゴ大学のデューイ（John Dewey）教授に師事し、明治末期から大正期にプラグマティズム哲学を日本で開花させた哲学者である。したがって、元来日蓮宗の思想と実践主義を身につけていた湛山は、この王堂哲学によりその実践主義を精練し、さらに東洋経済新報社伝統のイギリス経験論哲学も加味され、英米流のリベラリズムを構築していくのである。⁽⁸⁾

さてケインジアン湛山にとって、終戦後最大の経済問題が“インフレ必至論”であった。それは大内兵衛教授を代表格として戦時中から唱えられ、「戦争終了後必ずインフレが起こる、その場合、一般国民が大災害を被る、ドイツの場合が好例だ」との見解であった。これが終戦直後に一気に噴き出したのである。民間のみならず、政府内でもインフレ脅威論が高まり、必然「緊縮政策」の実施が望まれた。ところが湛山は、新報社当時から、「今はインフレーションよりデフレーションを恐れなければならない。インフレなら緊縮政策で行くべきであるけれども、生産が減っているのだから、緊縮政策は今の場合採るべきではない」との反論を繰り返した。

湛山によれば、現況のそれは「既発インフレ」であり、「戦時中及び終戦直後の昨年9月までに起こったインフレが、戦後の統制の弛緩に乗じて躍起化したのに過ぎない」。にもかかわらず、世論と政府はこれを「新しいインフレの発生」と見て、その防止に躍起となっているが、これは事実を正確に分析しないために生じた「錯誤」である。「元来インフレは国家の財政が累年巨額の赤字を現し、それが紙幣の増発によっ

て賄われる場合に起る現象である。戦時中の我が国は確かにそれであった」。しかし昨年（1945年）10月以来、わが国の状況は「財政の赤字による紙幣膨張は殆ど起っていない」。⁽⁹⁾ もちろんインフレは良いものではない。しかしインフレを恐れるあまり、行き過ぎては取り返しがつかなくなる。戦時生産が終戦によって急に停止するのだから、これを速やかに平時生産に切り替え、生産活動を開始し、維持する方針に重点を置くべきである。これが彼の論旨であった。⁽¹⁰⁾

このような湛山の経済財政方針は、蔵相就任後、「昭和21年度補正予算」の編成の際に明確に現われた。同年度の本予算は、すでに1月4日に概算予算が閣議決定されていたが、その後、占領軍側からの住宅建設要求や公共事業の指令のほか、給与の改定、国債利下げの取止等が生じ、改定予算の編成を必要としたのである。⁽¹¹⁾ そのこと自体、占領期の異常さを端的に物語っているが、さらに今日の予算編成と根本的に異なるのは、すべてGHQの承認、つまり予算部門を管轄するESSの財政課などの事前承認を必要としたことである。その際の最大の懸案が「戦時補償打切り問題」であった。湛山ら大蔵省側はESSとの折衝で苦勞を重ね、決裂寸前までに至る経緯は後述のとおりであるが、結局大蔵省の予算案はGHQの事前了承を得て、7月25日、湛山は衆議院での財政演説に臨むことができた。その演説原稿は、従来の慣行を破り、官僚の手によらず、湛山自身が百字詰め原稿用紙150枚に認めたものであった。⁽¹²⁾

こうした経過を辿った予算案は、歳出560億8800余万円、歳入305億100余万円、差引不足255億8700余万円という大幅な赤字財政であったが、湛山は生産再開のための積極政策として、①枢軸産業に対する特殊の促進策、②復興金融の強力な推進、③産業の合理化、④失業者受入れ体制の強力な推進、⑤経済の民主化、を掲げるなど積極的な姿勢を示した。⁽¹³⁾ とりわけ枢軸産業の特別促進策とは、それら産業に対する価

値調整補給金の思い切った支出を約束したものであり、また復興金融の強力な推進とは、日本資本主義再建の起動力としてきわめて重要な役割を果す「復興金融金庫」の構想を提示していた。そして価格調整補給金と復興金融金庫による資金供給という生産再開の基本構想は、のちの片山内閣で体系化された「傾斜生産方式」の構想に通じるものであり、戦後資本蓄積機構の原型はこの石橋財政によって形成されたといえる。⁽¹⁴⁾

しかしながらこの湛山の財政演説は、新聞・雑誌などマスコミや学界から「インフレをもたらす好ましからざる方針」と厳しい批判を浴びた。とくに、「この目的（遊休生産要素を動員し、生産活動を再開せしめる）を遂行するためならば、たとえ財政に赤字を生じ、ために通貨の増発をきたしてもなんらさしつかえがない。それどころか、かえてこれこそ真の健全財政であると信じる」との湛山の発言が物議を醸したのである。⁽¹⁵⁾

湛山の論旨とは、何よりも重大なのは「一国の生産力の拡充」であり、この生産力の拡充のためには、「ある程度の物価上昇を随伴する通貨増発もまた是認される」というケインズの思考であった。その主張は単なるインフレーションистのそれとまったく異なるものであった。そして湛山は明確に、「かかる状態の下においての通貨膨張と物価騰貴とはデフレ政策によって救治しうるがごとき、普通の意味のインフレではないことは明らかである」、「国民に業を与え、産業を復興し」、「遊休生産要素を動員し、これに生産活動を再開せしめる」ことこそが肝要であり、何よりも生産力の復興拡充と、その必須条件としてのフル・エンプロイメント（単に労働力のみならず、他の生産資源、とりわけ資本設備のそれも含めて）を目指すべきである、と主張したのである。⁽¹⁶⁾ それゆえ、湛山への批判内容は、演説の本旨をとらえた批判とは言い難かったであろう。

しかし国会での予算審議では、「デフレ政策、ことに社会主義的国家

管理によって戦争中に潜在した需要の顕在化の芽を摘むべし」との厳しい議論が湛山に対して投げかけられた。⁽¹⁷⁾ さらに重要なことは、GHQ 内部で日本の非軍事化・民主化の推進力であるニューディーラー達が、湛山の積極財政方針を嫌った点である。彼らは、「本物の社会主義者とまでいわれないにしても、一種の統制経済の信奉者であり、人為を以て一国の経済の在り方や動きをどうにでもできると考え、彼等が描いた青写真を基にして、平素の持論を日本で実験してみようという野望と熱意に満ちていた」。⁽¹⁸⁾

当時の日本は、まさに終戦直後の窮乏のただ中であって、物価は日毎に騰貴しつつあった。そのような現状を財政上の最高責任者が「インフレではない」と強調したことは、一般世論には何か現実にそぐわない“詭弁”のように響いた。⁽¹⁹⁾ 湛山がインフレを否定すればするほど、湛山が恐れていたインフレ論議が高まり、皮肉にもインフレーションニストとの汚名を着せられることとなった。言論人、評論家は自己が正しいと信じることを潔く言明すべきであるが、政治家は人の心理や影響をも考慮に入れつつ、時には正しいと信じても沈黙し、また時には心に反することを口にする必要も生じよう。その意味で、湛山は依然として言論人の域を出ておらず、アマチュア政治家であった。そのため湛山は、不本意ながらも人心を不安に陥れた。そればかりでなかった。湛山に対しては、敗戦後淘汰されるべき旧保守層および大資本家達の代弁者・擁護者としてのマイナス・イメージが、国内の左翼陣営や GHQ 内のニューディーラーら革新勢力の間に定着していったのである。

当然 GS や ESS 内部では、吉田政権を支える有力閣僚の湛山を次第に警戒する空気が醸成されていった。湛山が戦前戦中期に自由主義的な言論をもって軍部批判をも辞さなかった稀有な硬質のジャーナリストであることなど、彼等は知る由もなかった。⁽²⁰⁾ こうして湛山の“積極財政”は、彼自身のパージの根底を成す問題となっていったのである。

注

- (1) 石橋湛山「就任の辞——大蔵大臣 石橋湛山」(1946年6月号『財政』)所収、『全集⑩』374～6頁参照。
- (2) 前尾繁三郎著『続々政治家つれづれ草』(誠文堂新光社、1973年刊)439頁。同著『政の心』(毎日新聞社、1974年刊)195頁。
- (3) 宮沢喜一(のち蔵相、首相)は、「占領軍に石橋さんがお出掛けになるとき、ときどきお供をしていた」が、「いちばん印象に残っているのは、戦時補償の打ち切り問題ですね。これは占領軍が日本政府に指令を発して、戦時中の国家補償をいっさい打ち切らせようとした問題ですが、石橋大蔵大臣…がそうした占領政策に公然と反対を掲げながら抵抗された姿をよく覚えています。また、そうした抵抗にもかかわらず、とうとう占領軍がそれを押し切った経緯もよく知っています」と証言している(『戦後政治と石橋湛山』(『自由思想』第111号、2008年8月刊)所収21頁)。
- (4) 土師二三生著『人間池田勇人』(講談社、1976年刊)80～3頁。
- (5) 石橋湛山「今だから話そう②——議席のない大蔵大臣」(『週刊東京』1958年所収)26～7頁参照。なお上記の宮沢は、「池田さんと石橋さんとは実際不思議な関係でして、池田さんは政治の都合で石橋さんを二度も除名しているわけです。そのくせ、大蔵大臣のときには次官で使われたし、石橋内閣のときは大蔵大臣で使われているわけです。…石橋さんにしてみれば、池田さんは経済政策上の弟子ぐらいのつもりでいたでしょうし、池田さんにしてみれば、そういわれればそれでもいいやというような関係だったんじゃないですかね。…池田さんは、本来は積極財政派です。ドッジラインはやむをえずやったことだった。したがって、むしろどっちかといえば、池田さんとしては石橋さんの政策のほうに共鳴するものが多かったでしょうね」と証言している(前掲『戦後政治と石橋湛山』25頁)。
- (6) 長幸男「百年の日本人——石橋湛山③」『読売新聞』1983年6月30日所収)を参照。
- (7) 高橋誠「石橋湛山」(遠藤湘吉・加藤俊彦・高橋誠共著『日本の大蔵大臣』日本評論社、1964年刊所収)224～5頁。
- (8) 増田弘著『石橋湛山——リベラリストの真髓』10～3頁参照。
- (9) 石橋湛山「再建経済の基調」1946年7月号『創造』(『全集⑩』)所収)378頁。
- (10) 石橋湛山「蔵相時代を振り返って④」(前掲『自由思想』第18号、1981年2月刊所収)26頁。
- (11) 大蔵省財政史室編『昭和財政史——終戦から講和まで⑰ 資料1』(東洋経済新報社、1981年刊)中村隆英解題、1158頁。
- (12) 柏木雄介「石橋さんの思い出」(『自由思想』第18号、1981年2月刊所収)参照。前日24日の『日記④』には「夜 明日の演説草稿に最後の加筆、為めに翌朝四時半に至る」(130頁)とある。
- (13) 『全集⑬』186～202頁参照。
- (14) 前掲書『日本の大蔵大臣』232頁。

- (15) 大島寛一「石橋財政のエピソード——戦後インフレに関連して」（前掲書『昭和財政史』刊行だより 31号、1976年7月所収）参照。
- (16) 大石泰彦「ケインズ経済学と石橋湛山」（『自由思想』第33号、1984年9月刊所収）27～8頁参照。
- (17) 小坂善太郎「信念の人」（前掲書『石橋湛山——人と思想』所収）64～7頁参照。小坂氏の証言。
- (18) 前掲書『回想十年③』181頁。
- (19) 塩野谷九十九「石橋さんとケインズ」（前掲書『石橋湛山——人と思想』所収）162頁。
- (20) GSのケーディス、リゾー、ネィピアの証言（前掲書『石橋湛山——占領政策への抵抗』巻末）を参照。

(4) 戦時補償打切り問題

I) 湛山の戦時補償打切りに対する見解

湛山が蔵相就任と同時に直面したのが、戦時補償打切り問題であった。「戦時補償」とは、既述のとおり、戦時中に日本政府が軍需生産の増強を図るために、国家総動員法、軍需会社法等の法令に基づき、多数の軍需企業や民間企業に対して生産設備の建設あるいは軍需品の生産等を命じ、そのための企業の損害を補償したことを意味する。

そこで戦時体制下、どの企業も軍需生産のために全力を注ぎ、政府の補償を信頼して巨額の借入金を背負い、設備の拡張や工場の疎開などを実施したが、敗戦の結果、これらの企業ばかりでなく、企業に融資した銀行も多大な損害を被り、政府の対民間補償金額は総計 959 億円（軍需会社 539 億円、一般民間会社 210 億円、財閥系会社 210 億円）に達すると見込まれた。もし政府が法令に基づく補償を実施しなければ、関連企業は危機に直面してその多くが倒産するばかりか、戦争保険金との関係で保険会社も、また徴用された所有船舶の大部分が沈められた船会社も、同様に倒産へと追い込まれると予測された。それゆえ、資本主義経済の再建のためにも戦時補償は不可欠と考えられたのである。⁽¹⁾

他面、インフレの問題があった。敗戦とともに表面化したインフレが、消費・生産財の不足と財政赤字により、悪性化の兆候を見せはじめた。そのような状況下で戦時補償を実行すれば、インフレの激化は必然であった。その補償は公債の増発に頼らざるを得ず、財政赤字を一層拡大するからである。このように戦時補償は複雑な問題を抱えており、法令上の義務を守るべきか否かが重要な経済的かつ社会的課題となったわけである。⁽²⁾

この補償問題に対して、前年（1945）年10月9日に成立した幣原内閣は、政府の企業に対する補償義務は公約であり、また戦争保険金の支払い義務や契約解除によって、賠償義務は私法上の義務でもあるから、支払金額は極力圧縮するにしても約束通りに支払うこととし、その代わり、インフレ防止の目的と財産や利得の不均衡を是正する目的で、「財産税」「法人利得税」「個人財産増加税」等の課税を検討していた。いわば「払うべきものは払い、徴るべきものは徴る」との方式であった。ところが同月17日、大内兵衛教授が「渋澤蔵相に与う」というNHKのラジオ放送で、「政府は軍需補償打切りに蛮勇をふるうべし」と訴えて以来、この問題は政治化し、補償打切りの声が高まっていく。⁽³⁾

GHQ 経済科学局（ESS）でも、日本政府の方針に対して批判的であった。すなわち、「戦争は儲かる仕事でないことを国民に知らせなければならぬ」との懲罰的意味から、補償を払ってから「財産税」などを徴収するよりも、当初から補償を払うべきではないとの意見であった。それでも何とかGHQとの間で妥協が成立した。先の前尾（主税局国税第一課長兼第三課長）は、「元来、終戦以前の日本の租税制度は全くドイツ法流の考え方であったが、総司令部側は英米法流の考え方であるから、つねに法人に対する考え方などに食い違いがあった。それでも、とにかく総司令部と妥協がついて、11月の中旬（24日）には「戦時利得の排除および財政の再建に関する指令」が出て、個人財政税五〇〇億円、

法人財政税二〇〇億円、個人財産増加税二五〇億円、法人戦争利得税五〇億円、合計財産税総額一〇〇〇億円の徴収が決まった」と証言している。⁽⁴⁾

しかし12月、ESS局長がクレーマーからマーカットへと交代し、さらに翌46年5月、財政顧問としてチャーン(Leo Charne)が来日すると、GHQ側の戦時補償打ち切りの方針が明らかとなった。⁽⁵⁾ 幣原内閣の渋澤敬三蔵相は「戦時補償の支払いは必要である」と主張したが、GHQは認めなかった。そこで幣原内閣後の吉田内閣は、最大の政治課題である新憲法制定問題と食糧問題に加えて、この戦時補償問題に対処せざるを得なくなった。

ところで湛山自身はこの問題をどのように考えていたのか。終戦から4ヵ月を経た時点で彼は、『新報』の12月15日号で「戦争は儲からぬもの」と題する一文を載せているが、その中で、GHQが日本政府に発した「戦時利得税(全日本人に戦争は経済的に利益あるものにあらざることを周知せしめるため、これを真珠湾攻撃の日以後のみならず、可能な限りその以前の期間に遡りて適用すべし)」の指令を、次のように批判した。新報社は第一次世界大戦当時から、戦争を儲かるものと考えた日本人の思想の矯正に力めてきたから、「今回の米国の主張には共感」するが、半面、「戦争を真に儲からぬものと教える事は決して容易の業ではない。若し唯だ戦時利得をはく奪するぐらいの手段で之れが成功するものならば、戦争は疾くに世界から根絶されていたであろう。…戦争を真に儲からぬものと知らしめるには、更に積極的に如何に平和国家が儲かるものかを示す要があろう。さもなければ或は只だ敗戦は儲からぬものと教えるに止まる危険がある」。⁽⁶⁾ つまり、米国の対日政策は現実を直視しているとは言い難い旨を婉曲的に論難したのである。

そこで湛山は、「当時の政府の財政状態では戦時補償の支払いを直ちに行うことは不可能であるから、ひとまずこれを棚上げし、しばらく時

間の余裕を得て、最後の処理をするのがよい」と考えていた。つまり、旧勘定はある時点で締め切り、各会社の営業は新勘定で続ける方式であり、清算に入りながら同時に経営を続けるという「レシーバー・アンド・マネージャー」の方式による「補償棚上げ」案であった。⁽⁷⁾ この観点から蔵相就任直後の5月29日、補償打切り「反対」の趣旨を表明し、GHQ側を暗に牽制したのである。

Ⅱ) ESS側の「戦時補償100パーセント課税案」提示

湛山らはESSとの折衝に臨むにあたり、次のような基本方針を固めた。GHQ側の補償打切りに関する「基本観念」を踏まえながらも、日本政府としては、①その損失の負担が国民に不公平感を与えないようにすべきである、さもないと税金の不払い等が生じて経済秩序が混乱する、②十分な準備無しにこれを実施すると、全国の半分の産業会社・金融機関が壊滅するであろうし、民需生産の再開は一層困難となる、③打切りは大企業・中小企業に甚大な影響を及ぼすばかりか、一般の預金者にも損害を与えるとの観点から、具体的細目は日本政府側に一任されたい、そして「補償は嚴重なる査定の下に最小限度に之を支払ふこととし、一方国民の総合的資力に応じて可及的多額の財産税を徴収し、それに依つて国家の債務を償却する方針を執り度い」との方針であった。⁽⁸⁾

こうして翌31日、湛山はESS側との初の会議に臨んだ。すると会見したマーケット局長から「戦時補償100パーセント課税案」と「財産税」に関する覚書を示され、しかも「日本政府の発意によってこの案を実行されたい。もし日本政府が実行せず、GHQ指令を出すことを余儀なくされるならば、対日理事会との協議が必要となり、その結果は日本側にとってかえって不利をもたらすことになる可能性がある」と申し渡された。さらにマーケットは、「若 directive (指令) ノ形ヲトルトキハ日本国民ニ対シ更ニ嚴格ナルモノトナル虞多分ニアリ、充分御考慮ア

り度」との強圧的態度を示した。日本側は政府案に言及することをはばかるような状況であった。やむなく湛山は即答を避け、研究のために時間を得たい旨を述べるに留めた。そして「極秘裡ニ研究ヲ開始」したのである。⁽⁹⁾

結局この ESS 側からの「課税案」の提示が、湛山ら大蔵省と GHQ との 4 カ月半に及ぶ激しい議論の幕開けであった。それは、同案の提示から 7 月 22 日にマッカーサー書簡が届くまでの 2 ヶ月、同書簡から関連法案の成立する 8 月中旬までの 1 カ月弱、そして「戦時補償特別措置法」など 6 法案が成立する 10 月 11 日までの 2 ヶ月、の三段階に区分できる。とりわけ第一段階は、占領下で対等な交渉が許されない状況の中で、湛山が GHQ 側を相手に全力を尽した時期であり、それが占領行政に対する一種の抵抗と見なされ、湛山追放の一要因にもなる。以下、この各時期の交渉過程を明らかにする。

注

- (1) 前掲書『昭和経済史⑦』43～4頁、渡辺武著『占領下の日本財政覚え書』31頁参照。
- (2) 前掲書『昭和財政史⑰ 資料 (1)』674～5頁参照。
- (3) 大内兵衛著『戦後日本財政の歩んだ道』(時事通信社、1950年刊)5～10頁、前掲書『経済学五十年⑥』338頁参照。
- (4) 前尾繁三郎著『政の心』(毎日新聞社、1974年刊)194頁。
- (5) 中村英隆「SCAPと日本——占領期の経済政策形成」(同編『占領期日本の経済と政治』東京大学出版会、1979年刊所収)8～9頁。
- (6) 『全集⑬』159～60頁。
- (7) 前掲書『湛山回想』206頁、前掲「蔵相時代を振り返って①」31頁。
- (8) 石橋文書〈極秘〉「補償問題の処理についての司令部への懇請事項(昭二一、五、三〇)」。
- (9) 『日記①』5月31日には、「後三時 GHQ の要求に依りマカト〈ママ〉訪問、補償一〇〇%課税案内示せらる」とある(117頁)。前掲「蔵相時代を振り返って①」32頁参照。前掲書『占領下の日本財政覚え書』32頁。渡辺武著『渡辺武日記』(東洋経済新報社、1983年刊)5～6頁。なお宮沢は次のように回顧している。「補償打ち切りの占領軍指令が出たときの話ですが、…池田次官から…ちょっと来いと言うから行ってみると、「ここに占領軍の指令があるから、これをひとつ翻訳してくれ」

というわけです。…コンサイス辞典一冊とコップ一杯のお酒をくれたのを覚えています。それで私は、翻訳した覚えがあります。それが日本政府に補償打ち切りの指令として出された最初の文書でした、「補償打ち切りは…主税局にいたから、自分の仕事そのものだったわけです。私は、それを占領軍と打ち合わせしながら、しょうがないと思いつつやっていたわけです。それを大臣が正面から反対だと言うので、これは困ったことだが、腹の中では、「痛快なことだ」と思ったわけです」（前掲「戦後政治と石橋湛山」24～5頁）。

(5) 戦時補償打ち切りをめぐる対 GHQ 交渉…第一段階

I) ESS 側に対する日本案

まず湛山は、ESS 側の提示した「課税案」を次のように評価した。「これはなかなか頭の良い案であった。かりにも政府が約束した国家の債務を、ただ打切るとは、やって出来ないことではないが、穏当でない。だが、それに百パーセントの課税をするなら、実質は打ち切りと同様であって、理屈がとおる。私は大体において、この案に賛成した。しかし一つ、どうしても反対せざるを得ない点があった。それは、この補償打ち切りの損害を、そのまま銀行に及ぼし、したがって預金者の預金を打切る結果になることであった。預金者に、かく不安を与え、銀行を困難に陥れたら、さらぬだに容易ならざる日本の経済復興を、ますますむずかしくする。いわんや預金者には何の罪もないのに、銀行により預金者の受ける損害率を異にするのは、公正の見地からいっても不当である。私は、これを財産税によって処理しようと考えた」。(1)

そこで6月3日午後3時、湛山はこの問題の担当となったルカウント (Walter LeCount) 財政顧問 (のち財政課長) を訪ね、「(課税率ヲ)今直ニ実行スルニ於テハ経済界、金融界ニ混乱ヲ惹起スル虞アリ、準備ノ為時日 (少ク共二、三ヵ月) ヲ要ス」と申し入れた。つまり、GHQ 案を受諾できない旨回答したわけである。これに対してルカウントらは、財界はすでに補償打ち切りの議論を聞いており、その未決定であることに

不安をもっているのだから、早く発表した方がかえって生産を促進すると応酬し、また生産資金供給のためには別途の「復興金融会社案」を用意している旨言明した。さらに湛山が、「補償打切りを発表する場合は、銀行も企業もモラトリアム（支払い停止）を必要とするのであろう」と述べると、「その必要は認めぬ」と斥け、「病人をこれ以上放置すると悪化する一方であるから、医師の急速な処置が必要だ」とルカントが迫った。そこで同席した渡辺武大蔵省終戦連絡部長が、「手術の途中で心臓が止まらぬよう万全の用意は少なくとも必要であろう」と反駁する一場があった。⁽²⁾

以降、湛山は6、7、8、10日と連続して関係閣僚会議に臨み、ESS側の方針を説明したが、甲論乙駁して容易に結論が得られなかった。そこで彼自ら推敲を重ね、回答案を6月10日にまとめた。その主文では、5月31日にマーケットから受領した「Taxation Program（課税計画、つまり補償打切り案）」を実現させるための方法を慎重に研究したが、「即時に之を実施することは却って大なる損失を日本経済に与へ、政府負担の軽減にも亦寄与する事少きことを発見した」と論述していた。⁽³⁾

ただし翌11日にはやや論調を後退させ、「我々は貴案の実現を図る為関係閣僚の会合を連日開催し研究を重ねたのであるが其の結果貴案を必要以上の混乱を経済界に与ふることなしに実行するが為には若干の修正を必要とすると共に過渡期に生ずべき困難を解決する為貴司令部の一層の助力を懇請する要ありとの結論に到達した」と修正した。⁽⁴⁾ なお湛山は渡辺に、「補償のうち一般補償と呼ばれる狭義の軍事補償は打ち切り、その他について約半分は財産税をかけ、あとの半分は金利二分の国債を渡して棚上げをしてはどうか」と内意を洩らしていた。⁽⁵⁾

13日、午前中から午後にかけて閣議が継続され、ようやく湛山案は原則的承認を取り付けた。その主眼点は、「会社に対して補償打切りは、大体において司令部案（課税案）を受け入れる。しかし平和産業に必要

な事業の資本金は、或る程度残すこと、また損害を直接金融機関に及ぼさずに、財産税で処理する」こと、付帯条件として食糧の輸入と占領費の削減を要請することであった。⁽⁶⁾ こうして17日午後2時半に湛山は吉田首相に同案を照会したのち、3時にルカウントに面会し、日本側の対案を提示したのである。⁽⁷⁾

Ⅱ) ESS 側の日本案拒否と湛山らの抵抗

ところが ESS 側は、「ナイフの使い方が十分ではない」と批判し、20日午後3時に湛山が ESS を訪ねると、ルカウントは日本政府の対案を正式に拒否した。ただし ESS は原案を多少緩和した妥協案（銀行預金を1万円から1万5千円までの確保、個人の戦争保険の支払いを1万円から3万円まで各々認めるなど）を提示して、5日以内に諾否を返答するよう求めた。湛山とすれば、この妥協案はごく抹梢的な問題を緩和したにすぎず、銀行預金への直接的被害を及ぼさないとという日本側の要望をまったく配慮していないものであった。⁽⁸⁾ 湛山は改めて敗戦国の苦境を思い知らされたであろう。

翌21日、湛山は閣議で ESS 側との会見経過を報告したところ、閣僚の間では司令部側の妥協案を受諾困難とする空気が強く、幣原国務相も「このひざ屈すれば再び伸びず」と強硬論を支持した。⁽⁹⁾ そこで湛山ら大蔵省側は再度協議し、翌22日、湛山は閣議で「昨夕決心せる補償問題報告」の諒解を求めた。そして省議で「最後の指示」を与えた。⁽¹⁰⁾ こうして、①戦争保険個人分の支払い限度を7万5千円とする、②預金は全額を保証する、③国債利子を非課税とする（GHQ 側対案では国債利子71パーセント課税）、といった再修正した対案を作成し、26日にルカウントに提出したのである。⁽¹¹⁾

この間に湛山は吉田首相に対して、参謀長ミュラー（Paul J. Mueller）少将宛の書簡の発出を依頼し、同参謀長を介してマッカーサー

が補償問題を再考することを期待した。その際湛山は、「有力なる専門家のミッションを米国本国より派遣してもらいたい」と要請した。その理由について、「マーケットにしてもルカントにしても、あるいはその他の若い人たちにしても、自分たちはえらい者のようにばかり思っていて、何もわからない。こういう人たちと相談しては事務的な話ばかりで、…とても話ができぬから、ちょうどその時分教育ミッションが来ましたが、経済のほうにも、有力なミッションを送ってもらい、これと、日本の経済全体の建て直しについて話し合いたいと思った」と証言している。⁽¹²⁾ さらに湛山は、社会党と協同民主党の幹部と会談し、補償問題について諒解を得るとともに、板倉卓造時事新報社社長にも面会し、同様に政府への支援を要請して快諾を得た。⁽¹³⁾

はたして7月2日午前11時半、ESS局長代理ライダー (William T. Ryder) 大佐 (マーケット局長は母親の病気のため帰国中) に求められて湛山と渡辺終連部長が出向くと、ほとんど最後通牒的な書類が提示された。その内容は、①戦時補償の100パーセント課税を実施せよ、②銀行預金すべてを政府が保証することは、この課税の効果を無にするものだから実行し難い、ただし1万5千円までの預金を保証することには異議はない、③財産税に関しては総計5万円までの免税 (日本案は7万5千円) を設定することに異議はない、というものであった。その上でライダーは湛山に対して、(一)この案を大臣自身の案として提出する、(二)この案を提出した上で、大臣は個人的に異論がある旨を宣言する、のいずれかを選択すべきこと、そして明日の午後3時までにはその決心を伝達することを要求した。

これに対して湛山は、この案を実行する際にはモラトリアム等の措置が必要となるから、「ディレクティブ (directive: 指令) の発出を希望したい」と述べると、ライダーは、それを「極力避けたい」と返答し、同案を早期に提出するよう催促した。そこで湛山は、「本日午後三時に

更に此の案に関し会議を開催せられたし」と主張し、ESS側を承諾させた。⁽¹⁴⁾

こうして同日午後3時から5時まで、湛山、池田主税局長、櫛田光男理財局長、渡辺が出席し、ESS側のルカウト、エイキン (Akin)、シャベル (Shavell) と相対峙した。冒頭ルカウトは、午前中のライダー提示案は、蔵相が閣僚会議で説明するためのものであり、ライダーと大臣間の「私的且つコンフィデンシャル (confidential:秘密) のもの」であると前置きし、その上で、GHQの目的は、不安定状態を脱する見通しをつけ、日本財政の基礎を確実にし、戦争は引き合わない旨明らかにすることであるとの従来の説を繰り返した。結局双方の見解は平行線を辿り、湛山は、「大臣としての回答は明日申上げるが、一経済学者としてみると今度の司令部案は全く感心しない」と言い放って、会見を終った。⁽¹⁵⁾

翌3日午後2時50分、湛山はライダーに面会し、GHQの妥協案はそのままでは呑めないで「イエスともノーともいえぬ」旨回答し、しばらく「確答の期限を延期」するよう要請した。するとライダーは何ら議論せず、立ち上がって「ありがとう」と述べて会見はあっけなく終了した。⁽¹⁶⁾ 直ちに湛山は吉田首相に対して、本件を「マーカット局長の帰国まで延期してほしい」とマッカーサーに申し入れるよう要望した。この一週間は、湛山としては日本側対案の作成に要した日時であったが、GHQでは湛山ら日本側の糊塗遷延と映ったのである。⁽¹⁷⁾

Ⅲ) マーカットの湛山パージ要請

本国から帰国したマーカットは、予想に反して補償問題が未解決であることを知り、7月9日、白洲次郎中央終戦連絡事務局 (CLO) 次長を招き、課税案が遷延を重ねていることを強硬に問責した。同時に湛山には電話で、「明朝国会で吉田首相とともに面会したい」と伝えてきた。⁽¹⁸⁾

日本側には緊急事態の発生と受け止められたであろう。

翌10日朝八時半、院内総理室でマーカット、ライダー、ファイン(Sherwood Fine)局長顧問ら ESS 首脳と湛山、幣原国務相らとの会談が行われた。席上マーカットは「非常な勢いで湛山に喰ってかかり」、「課税案の遷延は故意の懈怠か現状温存の意思としか思われぬ、二十四時間以内に明答を望む」と従来にない強硬な姿勢で迫った。⁽¹⁹⁾

そこで翌11日午前8時から ESS で約一時間の会談が開催された。湛山はマーカットに、日本政府は本件を「意図的に遷延しているものではない」と述べると、マーカットは「大蔵大臣が戦前に民間人として如何なる意見を発表したか知らないが、情勢の変化に顧み虚心坦懐に行掛りを棄て、決定をして貰いたい」と返答した。これに対して湛山は、従来の経緯を説明した上で、これまでと変わらない日本案(大臣案)を主張すると、「先方ハ預金課税案ヲ含ム大臣案ヲ否定、極メテ強硬ナル態度ヲ示」すに至った。⁽²⁰⁾ 要するに、怒りを爆発させたのである。

同日夜、湛山は吉田から呼び出しを受け、外相官邸に出向くと、吉田からマッカーサーの側近でパターンボイズの実力者でもある参謀第二部(G2)部長ウイロビー(Charles Willoughby)少将に面会することになったので、補償問題の資料を提供するよう依頼された。⁽²¹⁾ 吉田がGS局長のホイットニー(Courtney Whitney)准将やマーカットとライバル関係にあるウイロビーを介して、マッカーサーへ影響力を行使しようとしたわけである。吉田はGSのホイットニーやケーディス次長らとは不仲であったが、参謀部のウイロビーらとは懇意であった。ここに補償問題はマッカーサー宮廷ともいわれる、密室的なGHQの権力中枢内部へと突き進むこととなったのである。

翌12日、湛山は午前9時から閣議でマーカットへの回答に関する協議を済ませ、10時半にESSを訪ねた。そしてマーカットに対し、GHQ案を実行する場合は「指令ヲ戴ク外ナシ」と述べたところ、マーカッ

トは「大ニ立腹シ指令ヲモラッテ事務的ニ処理スルトイフモ右ハ責任ヲ回避シ熱意ヲ示サヌコトナリ不愉快deal」と憤慨して、湛山とは握手をしないほどであった。⁽²²⁾ここに事態はもっとも険悪な沸点に達したのである。

マーカットは部屋に戻ると直ちにホイットニーに電話を入れて、湛山の追放を要請した。これは当時マーカット局長の副官としてこの場を目撃した日系二世のキャピイ・ハラダ (Cappy Harada) 中尉の証言である。同氏はこの時の印象が強烈に残されていると筆者に語った。なお同氏によれば、マーカットは日頃温厚で忍耐強い性格であり、また基本的にはパージ政策に反対する立場にあったが、ただし湛山に関しては例外的にその追放を終始強硬に主張したという。⁽²³⁾また顧問の立場にあったファインのマーカット評もほぼ同様であり、「繊細で思慮深くて、典型的な軍人タイプにはほど遠い人物だった…。陸軍士官学校の出身ではないことが他の職業軍人たちとはひと味違っていました。…「バターンボーイズ」の一人で、マッカーサーと一緒に来日しました。人柄は謙虚で、経済科学局長としてはいろいろな点で立派な人でした」と回想している。⁽²⁴⁾

ともかく、マーカットのみならず、ライダー、ファインといったESS首脳も、追放を担当するGS側に逐次湛山への苦情をインフォーマルに訴えていた可能性がある。ホイットニーやケーディスなどGS首脳にとっても、湛山は頑固な厄介者であり、その追放に異存はなかったであろう。この時点から湛山追放の実質的な動きが本格化する。しかし湛山自身はそのようなGHQ内部の動きなど知る由もなかった。

IV) マッカーサーの吉田宛書簡の発出

ただしマーカットの湛山パージ要請は、マッカーサーの承認を得ることができなかった。なぜなら、もっとも重要な「憲法が国会を通過する

までは、(あまり一挙にいろんな改革をやると) この反動的な吉田内閣が転覆してしまうのではないかという恐れ」があったからであり、「多くのことが引き延ばしに」されていた。⁽²⁵⁾ そのため、吉田内閣の主要閣僚である湛山を蔵相の地位から放逐するわけにはいかなかった。しかも閣僚に就任する直前には、各人の経歴が慎重に審査されて、大臣としての適格性が確認されていた。それゆえ、一旦入閣した人物がパージされることは稀であった。⁽²⁶⁾ 結局、この時点では湛山のパージは実現しなかった。さぞマーケットは臍を噛む思いであったろう。

他方吉田は、事態の急変を受けて、同日午後マッカーサーへ書簡を送ることを決意し、渡辺と外務省の岡崎勝男総務局長、朝海浩一郎終連総務部長に対してその文案作りを命じた。そして外相官邸で吉田、幣原と上記の三者が協議していると、吉田側近の白洲が新しい情報を届け出た。マーケットが「日本政府ニ対シテコレ迄充分ノ忍耐ヲ以テ交渉ヲ続ケタニ不拘ソノ同意ヲ得ヌコトハ洵ニ遺憾至極デアリ、カクナル上ハ大蔵トノ間デ協議譲歩セルコトモ元ノ状態ニ戻シ対日理事会 (COJ) ニ附議シ又経緯ヲ disclose スルコトアルベキ旨申居リ、石橋氏ニ対シ批難ヲ集中シ内閣全体ノ意見ナリトノ話ニハ耳ヲカサザリシ」とのことであった。⁽²⁷⁾ つまり、マーケットは閣議一致の見解であるとは認めずに湛山への非難を増し、もはや大蔵省との協議を打切って、対日理事会にこの問題を付託する、そうなれば日本政府は窮地に立たされるだろう、との警告であった。

この白洲情報を受けて吉田は、「マーケットと湛山の意見の相違点を明示してマッカーサーの裁定を待つ」との方針を示し、極力手を尽してGHQの指令発出を避けようと考えた。ところが幣原は、マーケットから指令を発出させて責任をGHQ側に取らせるべきことを主張した。そこで渡辺は、「幣原案は国民世論をして政府の優柔不断さを批判させ、ひいては左翼陣営からの政府攻勢強化をもたらして、政府を一層苦境に

陥らせることになる」と説明し、結局吉田の方針で収まった。⁽²⁸⁾

翌13日、湛山は渡辺から前日の協議の経緯を知らされると、15日午後2時、吉田を訪問し、蔵相を辞する意向を伝えた。しかし吉田からは「個人問題ナラズト軽クアシラワレ」慰留された。このとき吉田は、「長いものには巻かれろといえますから」と湛山を説得したという。⁽²⁹⁾そして翌16日、湛山が執筆したマッカーサー宛文書を吉田首相名の文書とし、これを渡辺が外務省の岡崎局長まで持参して、GHQへと発出したのである。

実はその2日前、吉田は湛山の執筆した原文を親しいウイロビーに見せ、修正してもらっていた。マッカーサーの了解を得やすいようにとの配慮であった。ところが湛山はその修正文を、趣旨が違っているとして再修正し、最終的にそれをマッカーサーへと送付したのである。⁽³⁰⁾外交交渉に基づいて妥協点を図ろうとする吉田と、あくまで経済の実相に即した政策に固執する湛山との違いが如実に示されている。吉田からすれば、湛山の蔵相としての力量は認めつつも、交渉の基本すら無視するその頑固一徹さに、政治家としての未熟さを感じ取ったかもしれない。このような基本姿勢の相違が、のちに両者間に生じる確執の素地を形成していったのであろう。

18日、マーケットに面会した白洲から、吉田がマッカーサー宛に書簡を出したことによって「ノッピキナラヌ決定」を迫られた旨が伝えられた。そうした折、従来から占領政策に批判的な『シカゴ・サン』紙の特派員ゲイン (Mark Gayn) が、特ダネ記事として、日本側が戦時補償打切りを躊躇してGHQに指令発出を希望し、指令発出は用意されたが、吉田内閣が新憲法を議会で通過成立させるまでは発出できない旨を報道したため、この問題は一層世間の耳目を集めることとなった。⁽³¹⁾

さて22日午後4時頃、湛山が外務省に吉田を訪ねると、マッカーサーから吉田書簡への返書(7月19日付)が届けられていた。その回答に

よれば、①預金保証限度は原案（「課税案」）どおり1万5千円とする、②戦時保険（個人戦保）は免除の限度を5万円までの引き上げを認める、③企業戦時保険の免除は認めない、④国債利子課税案は撤回し、これをGHQの指令発出を待たずに、日本側の発意で議会に提出するよう要求していた。⁽³²⁾ 湛山にすれば、「ほんとうに問題の性質がわかっていない返事」であった。しかし、ついにマッカーサーの裁断に至り、日本政府はGHQ側最終案の実施を余儀なくされたのである。⁽³³⁾

注

- (1) 前掲書『湛山回想』325～6頁。
- (2) 『日記④』118頁に「午後三時にGHQルカント氏訪、三十一日の先方案は受諾し得ざる旨返答」とある。前掲書『渡辺武日記』6頁。前掲書『占領下の日本財政覚え書』33頁。
- (3) 石橋文書〈極秘・取扱注意〉「補償打切対案 大蔵大臣（二一、六、一〇）」。前半は手書き。
- (4) 石橋文書〈極秘〉「軍需補償に関する司令部提案に対する回答（案）（昭二一、六、一一）」。
- (5) 前掲書『占領下の日本財政覚え書』33頁。
- (6) 石橋文書〈極秘・取扱注意〉「タキゼーション・プログラムに関する件」大蔵大臣より連合国最高司令部宛、（昭二一、六、一七）。同文書〈極秘・取扱注意〉「補償処理案要綱」（昭二一、六、一七）。同日の『日記④』に「予の主張通りに決定す」とある（119頁）。
- (7) 『日記④』121頁。なお前日の16日には、「英語に堪能なる協力者が身辺に居らざることの不便を感じず。従来の様子を見るに、マ司令部との連絡交渉は各局事務当局に任せ切りにて、寧ろ勝手に之を行ひつゝあるかに見受けらる。茲に大なる欠点あり。従て政治が常に先方の指令にのみ押され来れる原因ありと認めらる」（120頁）とある。
- (8) 『日記④』に「先方譲歩せる点あるも、最重点たる銀行預金等の打切につき一致せず、来週火曜までに返答すべき約にて散会」（122頁）とある。前掲書『渡辺武日記』11～4頁。前掲書『占領下の日本財政覚え書』33～4頁参照。前掲書『回想十年④』184～5頁。前掲「蔵相時代を振り返って④」32頁参照。
- (9) 『日記④』122頁。商工省から「司令部に対する回答案」（二一、六、二一）が寄せられ、預金打切り免除限度額を一人一万五千円とするなどの見解が示された（石橋文書より）。

石橋湛山蔵相パージと戦時補償打ち切り問題

- (10) 『日記④』 122 頁。前掲書『占領下の日本財政覚え書』 34 頁参照。
- (11) 『日記④』 122 頁に「本日三時 GHQ 訪、ルカント氏に補償問題第二次対案を提示」とある。前掲書『占領下の日本財政覚え書』 34 頁、前掲書『渡辺武日記』 14～5 頁参照。
- (12) 前掲「蔵相時代を振り返って④」 32～3 頁。
- (13) 『日記④』 122～3 頁。
- (14) 石橋文書〈極秘〉「課税案に関する会議要録」(昭和二十一年七月二日)。なお司令部側の出席者は、ライダーのほか、ルカント(財務課長)、ファイン(経済顧問)、ケーデズ大佐(政治部)であった。公職追放担当の GS 次長のケーディスがこれに出席していたことは、のちの湛山パージにとって重要であったろう。なお『日記④』には、「十一時半 GHQ の求に依り訪。マーケット代理ライダーより補償問題につき最後通牒的伝達を受く」(125 頁)とある。前掲書『占領下の日本財政覚え書』 34～5 頁、前掲書『渡辺武日記』 15～6 頁参照。
- (15) 石橋文書「軍需補償問題議録(手書き)」七月二日。なお『日記④』に「午後三時より、ルカントに面会。午前の伝達につき質問且つ討議。先方の言分受諾し難し。夜之につき考案」(125 頁)とある。前掲「蔵相時代を振り返って④」 33～4 頁。前掲書『占領下の日本財政覚え書』 34～5 頁参照。前掲書『渡辺武日記』 16～7 頁参照。
- (16) 石橋文書〈極秘〉「軍需補償問題議録」七月三日午後二時五十分～三時十五分。なお『日記④』に「午後三時半 GHQ に赴き、ライダー氏に面会、回答延期を申込む」(125 頁)とある。前掲書『占領下の日本財政覚え書』 35 頁、前掲書『渡辺武日記』 17 頁参照。
- (17) GS 文書 #20: Appendix 1 – Mr. Ishibashi's Obstructionism on Extraordinary Tax Legislation (No date) 参照。
- (18) 『日記④』 125～6 頁。前掲「蔵相時代を振り返って④」 34 頁。前掲書『占領下の日本財政覚え書』 35 頁、前掲書『渡辺武日記』 18 頁参照。
- (19) 『日記④』 126 頁。前掲「蔵相時代を振り返って④」 34～5 頁。前掲書『占領下の日本財政覚え書』 35 頁参照。前掲書『渡辺武日記』 では「大臣ハ依然トシテ大臣案ヲ固執」(18～9 頁)とある。
- (20) 石橋文書「G 案に関し大蔵大臣・マーケット少将会谈の件」(昭和二一・七・一一終連総務部 朝海記)。前掲書『占領下の日本財政覚え書』 35 頁参照。前掲書『渡辺武日記』 では「大臣ハ依然トシテ大臣案ヲ固執」(18～9 頁)とある。なお宮沢は次のように証言している。「石橋さんは…マーケット少将相手に堂々と論陣を張るわけです。「あなたの言っていることはなっていない」などと平気で言う。それは大したものでした。占領軍に向って誰もそんなことは言えない。私は今でもはっきり覚えています」(前掲「戦後政治と石橋湛山」 22 頁)。
- (21) 前掲書『渡辺武日記』 19 頁。
- (22) 同上書 19 頁。

- (23) キャピイ・ハラダ氏の証言（1984年9月14日 ニューヨークにて）。前掲書『石橋湛山——占領政策への抵抗』21～4頁。
- (24) 竹前栄治著『日本占領——GHQ高官の証言』（中央公論社、1988年刊）167頁。
- (25) トーマス・A・ピッソン著（中村政則・三浦陽一訳）『ピッソン日本占領回想記』（三省堂、1983年刊）105頁。
- (26) 前掲書『日本占領——GHQ高官の証言』171頁参照。
- (27) 前掲書『渡辺武日記』19～20頁。
- (28) 同上書20頁。
- (29) 同上書20頁。渡辺武氏の証言（1985年10月15日 日本格付研究所・東京にて）前掲書『石橋湛山——占領政策への抵抗』212～8頁。
- (30) 前掲「蔵相時代を振り返って④」35頁。
- (31) 前掲書『渡辺武日記』21頁。前掲書『占領下の日本財政覚え書』35～6頁参照。
- (32) 石橋文書〈極秘〉「総理大臣閣下、一九四六年七月十九日 ダグラス・マッカーサー」。
- (33) 前掲「蔵相時代を振り返って④」35頁。前掲書『渡辺武日記』21頁。前掲書『占領下の日本財政覚え書』36頁参照。なお『日記④』には、「要するに彼等の主張を固執せるものなり」（129頁）とあり、湛山の憤慨ぶりがわかる。

(6) 戦時補償打切りをめぐる対GHQ交渉…第二段階

I) 日本側の巻き返し

以上のとおり、ESS側の5月21日の「100パーセント課税案」提起から、7月19日付の「吉田首相宛のマッカーサー書簡」に至る第一階段は、ESS側の要求に対して湛山ら大蔵省側が終始抵抗した2ヵ月であったが、最終的に日本側は押し切られる結果となった。これに続く第二段階は、日本側が巻き返しに転じた1ヵ月といえる。すなわち、湛山はあくまで指令発出をGHQ側に要求する姿勢を変えなかったが、日本政府は指令発出を断念し、関係法案を作成して、その中に日本政府の希望を挿入する方針を決定した。⁽¹⁾

7月24日午前11時、湛山はESSを訪ね、マーカットはじめ、ライダー、ファイン、ルカウントの幹部を前にして、「自分は司令部側の意向に従ってその課税案を真剣なる努力を以て実行し度い」と表明し、「司

司令部の充分のサポート」を要請した。いわば恭順の意を示したのである。これに対してマーカットは、「満足の意を評し且司令部の専門家は本案の実行に対して充分の協力を与える」旨を確言した。そして今後の事務進行の打ち合わせを済ませ、「和ヤカニ手打ち」となった。⁽²⁾ なお同日夜、湛山は翌日に衆議院で予定されている財政演説の草稿に最後の加筆をし、「為めに翌朝四時半に至る」。⁽³⁾

以降、大蔵省と ESS との補償対策に関する協議は順調に進展した。8月2日午後2時半、湛山はマーカットに面会し、①法案の第一次提出分は来週に提出する、②その際に政府声明に対する GHQ からのサポートを声明してほしい、③その声明中に「コレガ最後デモウヒドイコト（ひどいこと）ハセヌ」旨を言明してほしい、④財産税に関する未決の部分は主税局案を支持してほしい、⑤復興金融金庫（RFA）人事案を提案したい等を提起した。するとマーカットは、大臣案の内容が「司令部案ノ line ニ沿ヒ居リ極メテ満足」であると初めて高く評価し、「full support（完全な支持）」を約束した。こうして両者間の関係がようやく改善されたのである。⁽⁴⁾

続いて5日午後2時半に湛山は改めてマーカットを訪ね、前記⑤に関して、経団連会長の石川一郎を理事長に推薦したい旨を伝えたところ、マーカットはパージとの関連で GS 側と協議すると答えた。また財産税は免税点を5万円から10万円まで引き上げることに「大体同意」した。⁽⁵⁾ ただし復興金融金庫理事長の人事に関しては、15日、マーカットは湛山に石川が経済パージとなる可能性を伝えて、暗に撤回を求めた。⁽⁶⁾ 以後、人選難に陥り、理事長人事は二転三転する。

ところで大蔵省内では、この間密かに戦時補償打切りの場合に備えて、対応措置を検討していた。のちに成立する「会社経理応急措置法」と「金融機関経理応急措置法」がそれである。湛山はこれら緊急措置に先立ち、金融業者や衆議院・貴族院の各派代表者、大阪実業家有志などと相次い

で会見し、戦時補償打切り案実施についての経緯を説明して了解を求めた。(7) また7月31日には、日本興業銀行に復興金融資金の貸し出しを開始させる旨発表し、金融緊急措置令施行規則の一部改正を明らかにした。(8) さらに8月12日夜、湛山は「経済界の整備と将来の希望」と題するラジオ放送を行い、国民一般の理解を訴えると同時に、内閣および大蔵省からも臨時的な声明を出すこととなった。(9)

このような万全な準備態勢を敷いた上で、翌13日に前記の二法案、すなわち、「会社経理応急措置法案」および「金融機関経理応急措置法案」が衆議院本会議に上程され、共産党を除く全員賛成で即時可決された。続いて翌14日には貴族院本会議でもこれら二法案が緊急事案として提出され、即時可決された。ここに二法案は無事成立したのである。(10)

注

- (1) 前掲書『占領下の日本財政覚え書』36～7頁参照。なお7月23日の『日記④』には、「午後三時すぎより、総理官邸にて経済閣僚懇談会補償問題処理案討議。右六時すぎ終り外相官邸にて総理と面会、マ司令官昨日の書面に依り実行方打合せて帰邸」（130頁）とある。ここで湛山はGHQの指令発出要求を撤回することとなったと思われる。
- (2) 石橋文書<極秘>七月二十四日午前十一時～十一時半 司令部、「石橋蔵相・マーカット少将会谈要領」。前掲書『渡辺武日記』22頁。
- (3) 『日記④』130頁。
- (4) 前掲書『渡辺武日記』23頁。
- (5) 同上書23～4頁。『日記④』133頁。
- (6) 前掲書『渡辺武日記』26頁。
- (7) 『日記④』7月26日、29日、8月6日、7日、8日（130～4頁）。
- (8) 同上書7月31日（131頁）。
- (9) 同上書8月11日に「明日放送のラジオ原稿執筆」とある（134頁）。前掲「蔵相時代を振り返って④」35～6頁参照。
- (10) 『日記④』134～5頁、前掲「蔵相時代を振り返って④」35～6頁。

(7) 戦時補償打切りをめぐる対 GHQ 交渉…第三段階

I) ESS 側の追加修正要求

こうして最終段階を迎えた。すでに7月下旬以降、大蔵省はESS側と補償打切りの範囲などについて詳細に及ぶ交渉を行ったが、予想以上に難航した。とくに8月29日、渡辺らがESSから招致されてルカウントら実務者に面会すると、ルカウントから、日本政府の法案を審議したところ、当初のESS提案の趣旨に反して「富裕ナルモノニ有利ニシテ政府保証ノ範囲過大ナリ」と言い渡された。成立した二法が上流の支配階層に手厚い配慮がなされているとの指摘であった。それは横車を押すも同然であった。なぜ唐突にこのような主張が生じたのか、その経緯は不明であるが、局内外、たとえばGSなど上記両法の成立に不満を抱くニューディーラーから申し入れがあったものと想像できる。

当然ながら渡辺は、政府保証の範囲はすでに総司令部との間で決定しており、「今頃問題トスルハ時期遅レナリ」と反論した。するとルカウントから「一〇項目の改善点」、いわゆるテン・ポイントが提示されたのである。その中には、マッカーサー書簡には記載されていない内容もあった。やむなく渡辺は、「研究ノ上至急回答」することを約束して引き下がらざるを得なかった。⁽¹⁾ 対等な交渉が許されない以上、致し方なかったのである。

翌30日、渡辺は湛山とともに閣議に出席し、前日のESS側の提案を披瀝したが、「既ニ決定セル省令ヲ改正スルガ如キコトハ到底承諾困難ナルヲ以テ反対スベシ」との強硬意見が大多数を占めた。そこで渡辺は直ちにルカウントにその閣議状況を伝える一方、白洲からESS側に対して手続上の抗議を申し入れるよう依頼した。そして夕方、渡辺は再度ESSを訪ねてエイキンとシャベルに面会すると、彼らがマッカーサー書簡について「承知セザリシコト」を発見した。⁽²⁾ ESS内部の調整は不十分であった。

そこで渡辺らは、ルカウントが提示したテン・ポイントへの反論文の作成に急遽取り組むこととなった。それが翌 31 日に作成された「八月二十九日付課税立法に関する連合国最高司令部の提案十項目に対する意見」である。その論点は、以下のとおりであった。

- ①「金融機関の預金等に対する政府補償範囲の制限に関する件」については、GHQ 諒解の下に、すでに前記二法によって実施中であり、これを変更すれば、国民の政府不信を招くばかりか、国政運営上に支障をきたすことになる、また同案を強行すれば自由預金および「インターバンクローン (interbank loan)」に関する全般的なモラトリアムを実行せねばならなくなる、総じて政治的、金融的、時間的、技術的に実行不可能である。
- ②「一口三千円未満の預金の名寄せに関する件」については、その預金の口数が全口数の 98.5% と極めて多く、預金者および金融界に大きな影響を及ぼすため、その実行は承認できない。
- ③「新勘定における利益金及び新勘定の旧勘定に対する貸に付する利息の限度において政府補償の金額を減額するの件」については、信用を生命とする金融機関の存立を脅かすのみならず、新勘定によって経営合理化を促進しようとする積極的意義を没却せしめる虞があるため、これを承認できない。
- ④「企業及び金融機関の資本金に依る損失負担の件」については、株主と債権者との按分負担とするというのがわが方の方針であり、それは 5 月 31 日の GHQ 提案以来最近まで GHQ 側がわが方に提示してきた原則でもある、それを今日急に方針の転換を迫られても承服し難い。
- ⑤「未払込株金に依る損失負担の件」については、わが方としては未払込株金も払込株金もともに 90% の負担とすべきことを主張する。

- ⑥「財産税法中「インフォーマー・クローズ (informer clause: 通知者条項)」を挿入するの件」については、大蔵大臣の裁量が報酬金額の範囲に限られるように思われるために承服し難い。
- ⑦「評価及び調査委員会委員の選任及び報酬の件」、⑧「財産税の免税点の件」、⑨「財産税に関する第二封鎖預金の取扱の件」、⑩「硬質財産に対する財産税賦課の件」については、いずれも異論は無い。⁽³⁾

以上のように、ESS側の改善要求の大半を斥ける内容であった。この対案を、9月2日夕方に開かれた閣僚懇談会で協議し、翌3日に渡辺がESSに持参してエーキンに手交した。⁽⁴⁾この時期、湛山は石炭融資問題や米価問題等で多忙であり、ほぼ同案を櫛田理財局長や渡辺終戦部長らに一任していたように思われる。⁽⁵⁾しかしながら明かに、この日本政府の対案がESS側の湛山への反感を再燃させた。それでも本人は依然強気の姿勢を変えていなかった。9月9日の日記には、「GHQにて予に対する反感甚だしと伝ふ。事実なりとすれば米国人等の疑惑馬鹿々々しき事なり」とある。⁽⁶⁾

Ⅱ) 決着

湛山は9月11日、マーカットに面会を申し入れ、日本側対案への反応を探ろうとした。ところがESS側は、このテン・ポイント提案を最高司令官(マッカーサー)と参謀長(ミュラー)に相談した上で蔵相に面会すると冷淡に応じた。⁽⁷⁾つまり、今度はマーカットがマッカーサーへ訴える形となったわけである。湛山の翌12日の日記には、「GHQ経済科学部が予に対して大に反感を抱くとのこと、誤解も甚だし。誤れる印象を与へたる交渉にも手落あるものと思はる」とあり、事態の深刻化を認識せざるを得なかった。⁽⁸⁾14日にはマーカットに面会した朝海終連総務部長から、「大臣(湛山)ニ対スル反感極メテ強キモナリ」との

報告が届けられた。⁽⁹⁾ 湛山の予想を超えて、事態は窮迫してきたのである。

16日午前10時半、湛山は首相官邸で吉田と会見し、「補償関係問題につきGHQとの関係」を相談した結果、吉田は同日午後にミュラーに面会して事態の打開を図ることとなった。また通訳の役割を通じて湛山とも懇意であった外務省出身の首藤顧問が、同日、マッカーサーの副官として重きをなすバンカー (L.E. Bunker) 大佐に会い、「十項目」問題を質問した。するとバンカーは、第一項は「ESS ガ不当」、第二項はマッカーサー書簡で命じた1万5千円を「deviate (外れた) シタ故 ESS モ大蔵省モ双方悪イ」と述べた旨が湛山に伝えられた。そこで同日昼、湛山は渡辺、首藤と打ち合わせた後、ミュラーとの面会に出向く間際の吉田に面会し、事態の窮迫ぶりを報告したのである。⁽¹⁰⁾

こうして決着の 때가訪れた。17日午前8時半より院内にて閣議を開いたのち、湛山一行は10時にESSを訪ねた。湛山に随伴したのは、白洲、朝海、首藤、渡辺、片桐良雄蔵相秘書官の五名であり、ESS側はマーカット以下、ライダー、ルカウント、シャベルら計6名であった。冒頭湛山が、「極メテ embarrassing (困惑する) 立場ニアリ同情ヲ求ム」と切り出すと、マーカットは、「自分モ同様ナリ」と答えた。次いで双方から「十項目」に関する議論の応酬があった。湛山からすれば、マーカットは「マッカーサー元帥の吉田総理宛書簡に戻るべしと云ひながら、それを極力回避せん」とするものと映った。結局、午後に回答を約束して日本側は一旦引き揚げざるを得なかった。⁽¹¹⁾

そこで午後、湛山は渡辺らと協議を行った結果、政府の預金補償は、①「従来ノ計算ニヨル新勘定ノ旧勘定ニ対スル貸ノ金額」、②「①ノ中第一封鎖預金ノ代リニ15,000円 per a/c ニテ計算シタル場合ノ金額」のうちの少ない方を超えてはならないこと、同時に「銀行預金補償ノ総額ハ百億円ヲ超エザルコトヲ条件」とするとなった。そこで夕刻、渡辺と

首藤が ESS に出向いて、マーケットとルカウトにその旨を告げると、両者はこれに「同意ノ意」を表し、明日に文書化して持参するよう要求した。⁽¹²⁾

翌 18 日、渡辺と首藤がマーケットに文書を手渡すと、ESS 側から、①「百億円ノ補償支払ノ限度ハ郵便貯金ヲ含ム」、②「未払込徴収ハ特別管理人ガ政府ノ承認ヲ得テ行フコトトシ、…異例ノ場合ヲ生ジタルトキハ、ソノ都度司令部ノ承認ヲ得ルコト」の二点を提起してきた。直ちに両者は国会に湛山を訪ね、さらに湛山とともに首相官邸へ出向いて吉田首相、膳主之助國務相と協議し、これを承認することとした。そこで渡辺は再び ESS へ取って返し、その旨をルカウトに伝達した。ここにテン・ポイント問題は完全に落ち着いたのである。⁽¹³⁾

Ⅲ) 戦時補償特別措置法案の成立

以上のような経緯の末、まず「復興金融金庫法案」が 9 月 21 日に衆議院本会議で、23 日には貴族院本会議で各々承認されて成立した。⁽¹⁴⁾ 次いで、日本政府が GHQ 側の承認を得て、戦時補償打切り関連法案を衆議院（第九十帝国議会）に提出したのは、マッカーサー書簡の発出から 2 ヶ月を経た 9 月 28 日であった。「戦時補償特別措置法案」が補償打切りの本体であり、これに伴って生じる会社および金融機関の経理上の困難を避ける目的で新旧勘定を分離するため、「会社経理応急措置法案」と「金融機関経理応急措置法案」が作られ、これら会社や銀行の再建整備を行うために「企業再建整備法案」と「金融機関再建整備法案」、さらに「財産税法案」等が作られたのである。⁽¹⁵⁾

湛山は国会での上記法案の通過を早めるため、24 と 25 の両日、首相官邸で衆議院および貴族院の各派代表を招いて懇談し、戦時補償特別措置法など 6 法案の審議の諒解を求めた。また湛山から GHQ との折衝経過を詳細に聞くことが決まった。そこで 28 日の本会議は、事前の打ち

合わせに従い、吉田首相と膳桂之助国務相の簡単な説明だけで直ちに散会し、予算委員会の部屋に各党各派の議員が集った。要するに、正式の議事にしないで、議員懇談会の形態を採ったのである。

こうして湛山は、戦時補償打ち切り法案の立法経過とGHQとの交渉過程を詳細に報告することとなった。湛山によれば、以下のような状況であった。「指名により私は演壇に立った。話をすすめていくと、さすがに重大問題の報告だけに場内はシンとして、ヤジ一つとばない。私もいつの間には、次第に話に熱が入っていった。すると、…こみ上げてきた感情が涙となって、セキを切ったようにあふれる。こうなると、もう演説どころではない。あふれる涙を、ハンカチをだしてぬぐうのが精一ぱい。議員諸君はさぞヤアキれているだろう、と場内を見渡したら、意外にハンカチを出している人もいる。…今度という今度は、まったく敗戦国民としての悲哀を知った。戦勝国相手の交渉が、文字通り“理屈”抜きで一方的である。まったくみじめなものであると、この軍事補償打ち切り問題を通じ、身にしみたわけだ。…私たち明治に生まれた人間は、国運隆盛の時代に育ってきている。“敗けた”ということが、くやしく感じる世代である。それが期せずして私の話と涙で、全員が共感し、泣き出してしまったのだ。敗戦直後の異常なふん囲気につつまれていた国会のヒトコマ、ともいえよう」。(16)

こうして6法案は10月6日に衆議院、11日には貴族院をそれぞれ通過し、「戦時補償特別措置法」が成立した。(17) 戦時補償特別法という課税の形式を執ったとはいえ、実質は戦時補償請求権の打ち切りで押し切られたといえる。(18) 5月31日にマーカットが「課税案」を提示してから4ヵ月半後を経過していた。

しかしながら、いざこの措置法が実施されてみると、皮肉にも、湛山らが憂慮したような事態は起こらなかった。一つの理由として大蔵省側の精力的な対応の効果があげられるが、それ以上に大きな理由はいわゆ

るインフレの進行であり、金額的に補償打ち切りから受ける経済界の打撃を減じたからであった。また財産税にしても、米国政府が厳しい賠償方針を緩和化したため、「賠償指定工場」も取り止めになるなど、1回限りの実質的財産税の必要性もなくなってしまったのである。⁽¹⁹⁾ このような事態に対して ESS や GS では、湛山が資本家層を庇護するために意図的にインフレを拡大した結果であると考え、一段と湛山への反感を募らせた。⁽²⁰⁾ もはや湛山追放の実施は動かし難いものとなったのである。

注

- (1) 前掲書『渡辺武日記』28～9頁。
- (2) 同上書29～30頁。
- (3) 石橋文書〈極秘〉「八月二十九日付課税立法に関する連合国最高司令部の提案十項目に対する意見」(昭二一、八、三一)。
- (4) 前掲書『渡辺武日記』30頁。
- (5) 『日記④』8月30日～9月4日(138～9頁)参照。
- (6) 同上書140～1頁。
- (7) 前掲書『渡辺武日記』30頁。
- (8) 『日記④』141頁。
- (9) 同上書142頁。前掲書『渡辺武日記』31頁。
- (10) 『日記④』142頁。前掲書『渡辺武日記』31頁。
- (11) 『日記④』142頁。前掲書『渡辺武日記』31～2頁。
- (12) 前掲書『渡辺武日記』32～3頁。
- (13) 同上書33頁。『日記④』143頁。
- (14) 『日記④』143～4頁参照。
- (15) 前掲書『占領下の日本財政覚え書』37頁。前掲書『渡辺武日記』33～5頁参照。
- (16) 前掲「今だから話そう——③GHQと戦う」27頁。前掲「蔵相時代を振り返って④」37頁参照。同日の『日記④』には「報告終末に当り感極りて落涙。偶然なりしも聴者を感動せしむ」(145頁)とある。なお宮沢は、「結局、占領軍の指令でどうしても受け入れざるをえなくなったとき、予算委員会で石橋さんが経緯を説明されました。実に詳細な説明で、ご自分は反対であるわけですが、占領軍の指令でやらざるをえないということを、自分の意見は意見としてしっかり主張されながら説明されたことをよく覚えています。…私の解釈では、石橋さんが追放になったのは、きっとこのときのことがあったと思います。「インフレーションニスト」であるというよ

うなことも、追放に結び付いたと思うのですが、これもまことにけしからんことだと、私は痛憤したものです」と回想している(前掲「戦後政治と石橋湛山」22～3頁)。

- (17) 『日記④』 147～8頁。なお前掲書『渡辺武日記』10月8日には、「(ファインに)補償打切関係法案が下院ヲ通過セル旨ヲ告ゲタルニ大ニ喜び、傍ノ Col. Ryder ト共ニ協力ニ感謝スル旨ヲ申述ベタリ」とある(36頁)。
- (18) 前掲書「政の心」195頁参照。
- (19) 前掲書『湛山回想』326～7頁。前掲書「政の心」195頁参照。
- (20) 前掲 GS 文書 #20: Appendix 1 – Mr. Ishibashi's Obstructionism on Extraordinary Tax Legislation (No date). Check Sheet from ESS to GS ---Removal from Office of Finance Minister Tanzan Ishibashi (1 May '47) 参照。

(8) おわりに

以上のとおり、戦時補償打切りをめぐる交渉過程で、GHQ 内の ESS や GS の間では、湛山の経済財政政策への不満とその GHQ への抵抗姿勢に対する批判が強まった。それが湛山パーズの契機となったのである。湛山に随伴して ESS 側との厳しい交渉を知る宮沢は、「その後、石橋さんが公職追放に遭われたのは、占領政策に対する意見の違いによる追放であろうと思いました。それ以外に考えようがありません。戦前・戦中における石橋さんには、追放される理由などまったくないわけですから。補償打ち切りのいい悪いは別として、私は石橋さんが追放に遭われたとき、悲憤慷慨の念を禁じえなかった」と証言している。⁽¹⁾

しかしながら湛山のパーズ要因は、もっと複雑で多面的であった。実際 1946 (昭和 21) 年秋から翌 47 年春にかけて、今度は「終戦処理費」、つまり占領軍の日本駐留費に関して、湛山がその削減を GHQ に強く要求したことにより、彼への反発はもはや一部に止まらず、GHQ ならびに進駐軍全体へと拡大していく。終戦処理費は米国側にとって、いわば戦勝国の特権であり、敗戦国側の口出しが許されない聖域に等しかった。ところが湛山がこの聖域を侵したことで米軍側の関係部局を憤慨させ、

その結果、湛山は反占領軍のシンボルの人物として危険視されることとなった。それは取りも直さず、湛山パージの可能性が一段と強まることを意味したのである。

そこにインフレ問題と石炭増産問題が加わった。既述のとおり、インフレ問題は敗戦直前から起った経済財政問題であると同時に、終戦以後の日本経済全体を左右する一大問題であった。はたして石橋積極財政は、野党、ジャーナリズム、学界等からインフレを煽る政策として激しい批判を招いた。さらにはGHQも、石橋財政がインフレを意図的に煽る好ましくない財政政策と見なし、警戒を深めた。以上のようにインフレ問題は、単に湛山と野党や言論界あるいは学界間に緊張をもたらしたばかりでなく、湛山とGHQ間の対立を浮き立たせ、もはや経済問題の領域に止まらず、政治問題化するに至ったのである。⁽²⁾

他方の石炭問題は、大蔵省の直接の所管ではなかったが、予算の歳出上、関与することとなった。当時石炭は最重要のエネルギー源であったが、戦後の荒廃の中で月産160万トン、年産2千万トン程度まで低下していた。とくに敗戦と同時に解放された中国人・朝鮮人労働者が各地の炭鉱で蜂起し、いわゆる生産管理闘争によって石炭生産を減退させた。⁽³⁾ しかも石炭の一定部分は、進駐軍用として確保される状況にあった。石炭の欠乏は、食糧生産に不可欠な化学肥料の製造を困難としたばかりでなく、唯一の交通機関であった汽車の運行を困難とし、それは食糧輸送を停滞させ、都市に多くの餓死者を予想させた。それゆえ、食糧問題の解決を第一義とする吉田内閣としては、石炭増産を国家の死活的問題として重視せざるを得なかった。⁽⁴⁾

ところが石炭増産問題は、湛山と吉田首相との関係にも微妙な影響を及ぼし始めた。吉田は、食糧危機と新憲法の二つの問題に忙殺されたこともあり、経済財政問題に関してはほぼ全面的に湛山に一任してきた。湛山の方も、大蔵省の仕事にほとんど干渉しない吉田に不満はなく、両

者間には政策面や感情面での行違いなど見られなかった。むしろ戦時補償打切り問題では、吉田は陰に陽に湛山を支援するなど、二人の呼吸はうまく合っていた。しかし同年の秋から冬にかけて両者間に感情的齟齬が生じた。それは吉田が湛山の積極財政政策に不安を持ち始め、代わって有沢広巳東京大学教授ら学者グループを重用したことに起因する。とくに石炭増産問題で有沢らの私設委員会は吉田の信頼を確実なものにした。すなわち、有沢委員長下の石炭特別小委員会（11月5日から活動開始）は、12月12日に「石炭対策中間報告」をまとめ、石炭最優先の「傾斜生産方式」を提起したのである。⁽⁵⁾ こうして吉田は徐々に湛山の経済財政路線から離脱し始めた。

他方、湛山の見地からすれば、その傾斜生産方式は特段新しいものではなく、従来彼が推進してきた政策と基本的に異なるものではなかった。⁽⁶⁾ 湛山からすれば、大蔵省が管轄する仕事の一部を取り上げられたと感じたであろう。ただし湛山はこの時期に「二・一ゼネスト」の矢面に立たされたため、石炭増産問題から離れざるを得なかった。

ところが筋肉にも、このゼネストが有沢らの石炭小委員会を潰すこととなった。つまり、石炭小委員会のメンバーは、労働組合の理解と協力の下に石炭傾斜生産に乗り出すつもりであったが、翌47（昭和22）年1月1日の吉田の放送演説から「不逞の輩」との一句が飛び出した結果、事実上、昼食会は解散となり、必然的に石炭小委員会の活動も停止するに至ったからである。それでも吉田は有沢を安本長官として入閣させようとした。その際、吉田は有沢が入閣の場合の条件とした湛山の蔵相更迭を約束する。⁽⁷⁾ 吉田は、「その閣僚（湛山）の更迭は三月末になれば可能だ」と断言したのである。

以上のように、湛山はGHQばかりでなく、最後の頼みの綱ともいべき吉田からも見放された。しかも湛山が積極政策の一環として推進した復興金融金庫（1947年1月25日開業）は、GHQ側からすれば「戦

前の政府と企業の腐れ縁の継続」と考えられた。⁽⁷⁾ また GHQ が最後の切り札として期待した経済安定本部総務長官には、1 月末の内閣改造の際、湛山が就任することとなった。GHQ 側にとっては最悪の事態と映ったに違いない。加えて、この頃には湛山は自由党内で急速に政治力を伸ばしており、噂通りに、もし党の副総裁（総裁説もある）に就任するような事態となれば、湛山を中心とする反占領軍勢力が形成されるかもしれないとの大きな懸念が GHQ 内部で囁かれた。ここにおいて GS 首脳は湛山への強権発動、つまり政治的パージを決断する。

GS と同様に、吉田首相や側近の白洲次郎終連次長らもまた河野一郎と三木武吉のパージ⁽⁸⁾ 後、鳩山党人派の中心人物となりつつある湛山に警戒心を募らせていた。そのため吉田側は GHQ 内の湛山追放計画を感知しながらも、あえてその極秘情報を閣僚の湛山にもたらずことなく、また阻止することもなく、ただ傍観した。最終段階で吉田は首相としての湛山助命を回避したといえる。この結果、公職追放令に照らして理不尽な湛山追放が実施されることとなったのである。

注

- (1) 前掲「戦後政治と石橋湛山」21 頁。
- (2) GS のピッソン（経済問題担当）は 1946 年 9 月 29 日の日記に、「ぼくたちのうち多くはどンドン進行中のインフレがもたらす脅威について非常に心配している。日本の官僚と財閥の指導者たちは意図的にインフレをあおっているのではないかという気持ちますます強まってきた。もし彼らが成功し、とめどもないインフレがはじまれば、ごくたちが取り組んできた多くの経済改革に深刻な打撃をあたえるだろう。…総司令部には権力があるとはいえ、インフレ問題はこのうえなく統制のむずかしい分野だ。ぼくたちはいま、インフレを抑えるため厳しい緊縮政策を指示する総合的な財政指令の仕事に取り組んでいる。この指令は、無数の重要な問題…に適用されるものだ。しかし、総司令部はこの分野では一般に弱腰で、効果は上がっていない。吉田と日本の旧勢力のほうが、まったく有利な立場にあるからだ」と記述している。——前掲書『ピッソン日本占領回想記』137 頁より。
- (3) 前掲書『昭和経済史⑦』53 頁。
- (4) 前掲書『湛山回想』341～2 頁。

- (5) 前掲書『昭和経済史⑤』56～7頁。
- (6) 前掲「湛山回顧⑦——占領下の経済政策と追放」114頁。
- (7) 「〔昭和〕二十二年二月の半ばごろだと思いますが、中山（伊知郎）君が僕のところへきて、君の入閣条件を全部総理は了承した。だから安定本部長官になれというのです。それで中山君と二人で大内兵衛先生を訪ねて、その晩、徹夜で話しあった。…翌日、早朝に中山君とつれだつて白金の外務大臣の官邸に吉田総理を訪ねた。…三人きりで話をしました。僕がかねてからもち出していた三つの条件のうち二つまでは、承知しました。その通りいたしますといってくれました。しかしあと一つの問題点、これは人事の問題だから話せないんだけど、これについては三月末まで待ってくれという。僕はある閣僚の更迭を条件としてもち出していたのです。「これはぜったいに食言することはありません」とまで総理はいわれた。事実あとになってみればそのとおりの結果になったんだけど、しかし、そのときには僕としてはそれをいまはっきりしてくれないとどうも困るといって頑張ったんですね」（『昭和経済史への証言⑤』288～9頁）。結局有沢は長官に就任しなかった。
- (8) チャーマーズ・ジョンソン著（矢野俊比古監訳）『通産省と日本の奇跡』（TBSブリタニカ、1982年刊）196頁。
- (9) 増田弘著『政治家追放』（中央公論新社〈中公叢書〉、2001年刊）第二章参照。

ISHIBASHI Tanzan's Purge Caused by the Extraordinary Tax Legislation Problem

MASUDA Hiroshi, Ph.D.
Professor, Faculty of Social Sciences
Toyo Eiwa University

ISHIBASHI Tanzan, Finance Minister of the First Yoshida Cabinet during the period from May 1946 through May 1947, was purged by GHQ/SCAP on May 1947. According to the GHQ/SCAP announcement, several editorials written by ISHIBASHI during the war period came under the G Clause of SCAPIN 550, Removal and Exclusion of Undesirable Personnel from Public Office. Ishibashi, however, as the president of the Oriental Economist, was one of the most famous anti-war and liberal journalists of the day. Therefore, there were rumors that GHQ was intentionally forcing his exclusion from the position of finance minister because he maintained negative attitudes against a series of GHQ's economic policies proposed by the Economic and Scientific Section (ESS).

Among those policies, Ishibashi quarreled with ESS members with regard to the Extraordinary Tax Legislation problem from May through October in 1946. While ESS believed that Japan, as a defeated nation, should be punished by this law, Ishibashi feared that if the legislation came into existence Japan would lose the chance of economic growth. His reasoning was that almost all munitions factories would go bankrupt, many banks and security companies would be on the brink of bankruptcy, and finally all depositors would lose their money.

This article aims to clarify the real reasons for Ishibashi's opposition to the Extraordinary Tax Legislation program raised by ESS. It is meaningful for research of the Occupation era to establish precisely the new facts on Ishibashi's purge through the analysis of the negotiation process between him and ESS members. It should be noted that not only Ishibashi's diary but also many documents reserved by the ISHIBASHI family, have been used in this study.